

ISSN 1348-5482

平成17年度

都倫研紀要

第44集

東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会

巻 頭 言

東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会
会 長 喜多村 健二
(東京都立国分寺高等学校長)

日頃から都倫研の活動にご理解とご協力を頂いております会員諸氏に心よりお礼申し上げます。

さて、日頃の先生方の教育活動を生徒たちはどのように受け止めているのでしょうか。生徒の学習状況は、授業中の生徒の動向の観察や、定期考査の結果、あるいは課題やレポートの提出状況とその内容などのよって把握されていることと思います。しかし、それはあくまでも一人の教諭とその教諭の授業を受けている生徒との間のことであって、日本の「倫理」教育の全体動向として把握することはできないと言えます。

しかし、先頃、国立教育政策研究所教育課程研究センター実施した高等学校教育課程実施状況調査から、日本の「倫理」教育の全体動向を知りうるということが可能になりました。地歴・公民科については平成15年11月12日(水)に全国一斉に調査(ペーパーテストとアンケート)が実施され、その分析結果が平成17年の1月に公表されました。

この報告書をすでにお読みになった方も居られるとは思いますが、その概要の一部をここに紹介して、今後の教育活動の参考にしていただければと思います。

履修時期については1学年が一番多く39.4%、次いで3学年の30.6%、2学年の25.5%となっております。「倫理・社会」の時代は2学年次の履修が多かったように記憶していますが、1学年次が多いのが意外の感を抱きました。「倫理」が入学試験や就職の対象になっているかという問いに対しては、対象となっていないという回答が75.5%という圧倒的高率となっております。

観点別の問題について、通過率(受検生の正答し割合)と設定通過率(受検生が正答して欲しいと考えていた割合)を比較してみると、設定通過率を上回った問題の割合は「関心・意欲・態度」(75%)が最も高く、「知識・理解」(33%)が最も低い。また、「資料活用の技能・表現」については、設定通過率を下回った問題の割合(50%)が最も高い。「思考・判断」設定通過率を上回った問題が62%を占めていた。

「倫理」の指導を思想史として扱ったり、学説として理解を求めるといった「知識・理解」に重点を置いて指導されている先生方も多いと思われそうですが、あまり定着していないことがこの調査から分かります。また、「資料活用の技能」についても十分力がついていないことが分かります。こうした点を克服するためには、思想内容を自らの生き方につなげて理解を深め、人格形成に生かす知識として身につけさせるような指導を行う必要が指摘されています。資料の活用についても、自己の在り方生き方に関連づけて主体的に課題を探究するような指導を行う必要で有るのではないのでしょうか。

目 次

巻頭言 会長(東京都立国分寺高等学校長) 喜多村 健二	1
総会ならびに研究発表大会 次第	3
平成16年度会務報告	4
平成16年度決算	5
平成17年度役員・事務局構成	6
平成17年度事業計画・規約改正	7
平成17年度予算案	8
平成17年度研究主題と研究体制	9
研究発表「公民科におけるディベートの試み」	
東京都立西高等学校 岡田信昭	11
講演 「公共哲学：古くて新しい学問」	
東京大学教養学部総合社会科学科・大学院総合文化研究科教授 山脇直司	17
研究例会報告	19
研究授業「雇用と労働問題」	
東京都立文京高等学校定時制 小牟礼和人	20
講演「遺伝子改造論をめぐって」	
東京大学大学院教育学研究科教授 金森 修	25
研究授業「心理学をどのように教えるのか」	
東京都立国分寺高等学校 原田 健	28
講演「倫理教育の在り方」	
東京都立国分寺高等学校長 喜多村健二	29
研究報告・研究論文	31
「私の未来、社会の未来を考える 一年金教室を取り入れた授業」	
東京都立八潮高等学校 宮崎猛	32
「高校『倫理』における日本思想を扱った学習指導の研究」	
文京学院大学 小泉博明	34
「ソクラテスの死」	36
海野省治	
「プラトンとアリストテレスをどう教えるか」	
東京都立産業技術高等専門学校 和田倫明	41
「生活・社会科学的探究を通して生きる力を育成する」	
東京都立目黒高等学校 坂口克彦	43
「N I Eの授業実践 スーパーのチラシからみる世界と日本」	
東京都立墨田工業高等学校定時制 小橋一久	51
「『倫理』における日本思想の取り扱い その普遍性を求めて」	
東京都立青梅東高等学校 本間恒男	56
分科会記録	59
東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」規約	60
事務局便り・編集後記	61

平成17年6月28日(火)

東京都立九段高等学校

平成17年度 東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会

総会並びに研究発表大会

次第

開会

挨拶

1) 総会 (13:30~14:15)

議事

(1) 平成16年度 会務報告 資料1

(2) 平成16年度 決算報告並びに会計監査報告 資料2

(3) 平成17年度 役員改選並びに事務局構成 資料3

(4) 平成17年度 1 事業計画案審議 資料4
2 研究計画案審議 資料5

(5) 平成17年度 予算案審議 資料6

(6) その他

2) 研究発表並びに研究協議 (14:15~15:15)

平成16年度研究活動の総括

平成16年度都倫研研究部

研究発表「公民科におけるディベートの取り組み」

東京都立西高等学校教諭 岡田信昭先生

3) 分科会構成 (15:15~15:30)

4) 講演 (15:30~17:00)

「公共哲学—古くて新しい学問」

東京大学大学院教授 山脇直司先生

閉会

平成16年度会務報告

- 1 研究成果の刊行 「都倫研紀要」第43集の刊行
 - 2 研究会報の刊行 「都倫研会報」第67号の刊行
 - 3 総会並びに研究大会 平成16年5月14日(金) 会場 東京都立九段高等学校
平成16年度研究活動の総括 東京都立西高等学校教諭 岡田信昭先生
研究発表「日本の平和学習実践についての一考察」
東京都立六郷工科高等学校教諭 西尾 理先生
講演「[よのなか]科の実践から見えてきた教育の未来」
東京都杉並区立和田中学校校長 藤原和博先生
 - 4 研究例会
- ◇第1回研究例会 11月1日(月) 会場 麴町学園女子中学・高等学校
公開授業「女性と仏教」
麴町学園女子高等学校教諭 小泉博明先生
公開授業についての研究協議
研究発表「高校生のための政策学習ワークショップ」
学生による政策立案プロジェクトEXE
講演「生命倫理と医療人類学」
お茶の水女子大学教授 波平恵美子先生
- ◇第2回研究例会 2月14日(月) 会場 東京都立戸山高等学校(定時制)
講演「イスラーム世界と日本：理解の接点を探るー比較と交流の視点ー」
お茶の水女子大学教授 三浦 徹先生
公開授業「法と人権を守る裁判所」
東京都立戸山高等学校(定時制)教諭 廣末 修先生
公開授業についての研究協議

都倫研平成16年度決算

総括の部

収 入	支 出	残 額	
268,770	258,346	10,424	(単位：円)

収入の部

科 目	予 算	決 算	備 考
会 費	150,000	122,000	個人会員からの会費
補 助 金	0	0	
雑 収 入	21,000	0	国立・私立高校会費
繰 越 金	146,770	146,770	
合 計	317,770	268,770	

支出の部

	科 目	予 算	決 算	備 考
研究大会 及び 研修会	諸謝金	66,000	70,050	講演・発表・公開授業謝金
	旅費	6,000	6,000	講師旅費
	借料・損料	0	0	
	印刷製本費	0	0	
	会議費	0	0	分科会活動費
	消耗品費	2,000	0	文具等
	通信運搬費	30,000	0	大会案内郵送費、通信連絡費
	小計	104,000	76,050	
調査研究	会議費	12,000	0	
	消耗品費	2,000	0	文具等
	通信運搬費	12,000	0	郵券、宅配便
	小計	26,000	0	
成果の刊行	印刷製本費	150,000	160,000	紀要、会報
	通信運搬費	20,000	10,000	紀要送付
	小計	170,000	170,000	
	事業費事務局費	17,770	12,296	常任幹事会・事務局会会議費
	合計	317,770	258,346	

総収入268,770円－総支出258,346円＝10,424円を次年度に繰り越します。

以上のとおり、ご報告いたします。

会 長 喜多村健二
事務局長 村野光則

上記の決算報告は、正確かつ適正であることを証明します。

平成17年6月28日

会計監査 三宅幸夫
" 山本 正

平成17年度 役員並びに事務局構成（下線は新任）

役員	氏名（所属）
会長	喜多村健二（国分寺）
副会長	及川良一（向島工業）、水谷禎憲（足立）
会計監査	渡邊健治（豊島）、山本正（国分寺）
常任幹事	泉谷まさ（都教育庁）、大谷いづみ（立命館大学大学院）、工藤文三（国立教育政策研究所）、佐良土茂（九段）、平沼千秋（農業）、本間恒男（青梅東）、増淵達夫（都教育庁）、西尾理（六郷工科）、廣末修（都教育庁）、 <u>小泉博明（文京学院大学）</u>
幹事	新井明（西）、岩橋正人（三鷹）、大野精一（晴海総合）、岡田信昭（西）、岡田博彰（豊多摩）、岡本重春（光丘）、蕪木潔（水元）、上村肇（都教育庁）、黒須伸之（墨田川）、幸田雅夫（玉川聖学院）、河野速男（鷺宮）、小島恒巳（都立大附属）、小林和久（日大二高）、紺野義継（正則）、坂口克彦（目黒）、佐藤幸三（鷺宮）、杉本仁（南多摩）、関根荒正（府中東）、田久仁（新宿）、多田統一（荒川商）、立石武則（府中工業）、富塚昇（青山）、徳久寛（玉川）、原田健（国分寺）、平井啓一（井草）、藤野明彦（国分寺）、伏脇祥二（大森）、町田紳（六郷工科）、水堀邦博（荻窪）、三森和哉（調布北）、宮澤眞二（井草）、宮原賢二（港工業）、諸橋隆男（大妻中野）、吉野明（鷗友学園）、吉野聡（学大附属）、和田倫明（航空高専）、渡辺範道（足立）
顧問	小川輝之、蛭田政弘、井上勝、細谷斉、佐藤勲、岡本武男、船本治義、増田信、G. コンプリ、尾上知明、渡辺浩、中島清、佐藤勇夫、寺島甲祐、鮎沢真澄、井原茂幸、道広史行、酒井俊郎、嶋森敏、金井肇、沼田俊一、山口俊治、勝田泰次、永上肆朗、伊藤駿二郎、菊地堯、杉原安、小川一郎、秋元正明、木村正雄、中村新吉、坂本清治、宮崎宏一、大木洋、成瀬功、小河信國、小嶋孝、新井徹夫、海野省治

平成17年度都倫研事務局

都	村野光則（お茶の水女子大学附属）	
研究部	長 副 副 副	佐良土茂（九段） 多田統一（荒川商） 石塚健大（芝） 宮路みち子（山崎）
広報部	長 副 副 副	和田倫明（航空工専） 渡辺範道（足立） 坂口克彦（目黒） 栗本学（三宅）
会計		石塚健大（芝）
事務局員		渡辺安則（飛鳥） 町田紳（六郷工科） 平井啓一（井草） 富塚昇（晴海総合） 三森和哉（調布北） 本間恒男（青梅東） 黒須伸之（竹台）

平成17年度事業計画

- 1 研究成果の刊行 「都倫研紀要」第44集の刊行
 - 2 研究会報の配信 「都倫研会報」第68号の配信
 - 3 総会並びに研究発表大会 平成17年6月28日(火)
会場 東京都立九段高等学校
都倫研研究部
- (1) 平成16年度研究活動の総括
 - (2) 研究発表「公民科におけるディベートの取り組み」
東京都立西高等学校教諭 岡田信昭先生
 - (3) 講演
「公共哲学－古くて新しい学問」
東京大学大学院教授 山脇直司先生
- 4 研究例会の開催
◇第1回 10月下旬
◇第2回 平成18年2月中旬
 - 5 研究分科会 2分科会構成で各々3～4回を予定

規約改正

現行規約

5. (会員) この会の会員は次の通りです。
 - (1) 正会員 学校またはその他の研究団体に所属して、この会の目的に賛成する者
 - (2) 賛助会員 この会の目的に賛成し、会の活動を援助する団体または個人
10. (経費) この会の活動に必要な経費は、会費その他の収入でまかないます。
会費は次の通りです。
 - (1) 正会員 学校または研究団体を単位として年額2,100円
 - (2) 賛助会員 年額1口2,000円

規約改正案

5. (会員) この会の会員は次の通りです。
 - (1) 個人会員 学校または教育研究機関等に所属して、この会の目的に賛成し、会の事業に参加する個人
 - (2) 機関会員 この会の目的に賛成し、会の活動を援助する学校または教育研究機関等
 - (3) 賛助会員 この会の目的に賛成し、会の活動を援助する団体または個人
 10. (経費) この会の活動に必要な経費は、会費その他の収入でまかないます。
会費は次の通りです。
 - (1) 個人会員・機関会員 年額2,000円
 - (2) 賛助会員 年額1口2,000円

機関会員および賛助会員団体に所属する個人は、個人会員と同様に会の事業に参加できます。
- 附記6. 平成16年度総会で、会員ならびに会費の変更が認められた。

都倫研平成17年度予算案

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算	備 考
会 費	100,000	会員からの会費 2,000円×50名
上廣倫理財団援助	300,000	紀要印刷・郵送費用として
自動車教育振興財団	30,000	講師謝金補助として
繰 越 金	10,424	
合 計	440,424	

2. 支出の部

科 目	予 算	備 考	
研究会 及び 研修会	諸 謝 金	78,000	講演・発表・公開授業謝金※
	旅 費	4,000	講師旅費
	借料・損料	0	研究例会会場
	印刷製本費	0	資料印刷
	会 議 費	0	会議茶菓代
	消耗品費	5,000	文具等
	通信運搬費	20,000	大会案内郵送費、通信連絡費
小 計	109,000		
分科会 活動費	会 議 費	18,000	会議茶菓代
	消耗品費	1,000	文具等
	通信運搬費	2,000	郵券・はがき・宅配便
	小 計	21,000	
成果の刊行	印刷製本費	260,000	紀要
	通信運搬費	40,000	紀要郵送費
	小 計	300,000	
事業費事務局費	10424	文具等	
合 計	440,424		

※謝金の基準 外部講師30,000円+旅費(交通費)2,000円
 内部講師(2月例会)3,000円
 公開授業・研究発表者 各3,000円×5=15,000円
 (総会→研究発表, 例会→[公開授業+研究発表]×2)

上記のとおりご提案いたします。

会 長 喜多村健二
 事務局長 村野光則

平成17年度 研究主題と研究体制

〔本年度の研究主題〕

生徒が現代社会の問題について理解を深め、人間としての在り方生き方についての自覚をもとに主体的に生きる態度を育成する指導の研究

〔研究主題設定の趣旨〕

本年度は第二次世界大戦が終結してから60年目に当たる。世界的規模の戦争も東西冷戦下のような大規模戦争の危機はないが、2001年の同時多発テロに端を発したアフガニスタンとイラクにおける武力行使とテロ活動の応酬は、戦闘員のみならず一般民衆にも犠牲者を出しており、その数は未だに増え続けている。東アジアでは日本と近隣諸国の間で歴史認識や領土問題を含んだ政治・外交上の緊張も続いている。平和は万人の希求するところであるが、これらの緊張は国家間の対立を一層激化させかねない要因ともなっている。

国内においても、環境問題、少子高齢化とそれに伴う年金・医療問題、さらには死亡原因にしろ自殺者の多さなど、いずれも深刻な問題であるにもかかわらず、何ら明確なビジョンが示めされていない。教育に関しては、本年度から「新教育課程」が高等学校の全学年において初めて完全な形で実施される。しかし、早くも授業時間の減少に伴う生徒の基礎学力の低下が言われ、論理的な思考力の欠如と人生における価値についての思索力の弱さの指摘、さらには不登校生徒の数も相変わらず多い。教育の改善に関しても、生きる力の育成や問題解決力の養成など、その時々問題点は指摘されてきたが、明確なビジョンは誰にも描けないでいるのが現状である。こうした状況の中で人々はスポーツとイベント、ブランド品、めまぐるしく提供されるニュースへと好奇の目を向けているが、それはあたかも自己の眼前の解決すべき課題から目を背けるためであるかのようである。

学校現場に立つわれわれにとって最も問題なのは、生徒の内面に学びの意味が確立されず、学習がともすれば定期的に行われる試験と大学受験のための矮小化されたものとなってしまっている点である。学習におけるこの分裂は根深いものであるが、われわれは学習がまず人生を善く生きるためのものであることを忘れてはならないであろう。特に公民科は青年期にある生徒が、自らの置かれた社会の現実を正しく把握し、その上で人生における自らの位置と課題を認識し、あるべき姿を考えるための唯一の教科である。この教科なくしては、生徒は生き方を考える手がかりを失うであろうし、生涯に渡って古今東西の偉大な先哲の考えを指針として、有意義な人生を形成する機会をも失うであろう。その点公民科は自らの存在理由を誇っても良いのではなかろうか。また誇るべき意義を自覚すべきではなかろうか。一層の効率化と偏差値のみで計られる学力向上の要求などわれわれを取り巻く環境も厳しいものがあるが、今一度公民科本来の役割を自覚して、生徒がより善い人生を形成する態度を身につけるために出来るかぎりの支援を試みようではないか。われわれの求めるのは小手先の技術ではない。生徒が現代の社会の諸問題を冷静に受け止め、これらの問題を批判的に考察し、自ら行動できる態度と、周囲の環境に安易に流されないしっかりした人生観を形成させることである。そのためにわれわれに求められているのは、われわれ一人一人が指導内容と指導方法の研究を一層すすめるとともに、その成果をお互いに批判し合い、より高いものとする事である。

以上に趣旨に基づいて、上記の主題を設定し、以下の2点に重点をおいて研究をすすめることにする。

(1) 『現代社会』『政治経済』の指導内容では、戦争と平和、開発と環境、高度情報化、少子高齢化、国際化など現代社会の特質とその問題点を倫理、社会、文化、政治、経済などの様々な観点から考察する学習を通して、生徒一人一人が自ら現代の社会に対する

関心を高め、いかに生きるかを主体的に考えることを可能にする指導内容と指導方法について研究をする。

(2) 『倫理』の指導内容では、生徒が現代社会に生きる人間として、青年期の意義と課題、人生における哲学や宗教、芸術の意義、日本の思想等の学習を通して、自己の生きる課題とのかわりにおいて、人間としての在り方生き方について思索を深め、良識ある公民として必要な能力と態度を身につける指導内容と指導方法について研究をする。

〔研究体制〕

以上の研究主題・趣旨を踏まえた上で、本年度は次の二つの分科会を設けることにする。

第一分科会「現代社会の政治・経済的な問題に関する指導の研究」

生徒が、現代社会の政治・経済的問題について、多角的、多面的に考察・理解し、民主社会の一員として主体的に取り組むための指導内容、指導方法について研究を進める。

第二分科会「現代社会の倫理的な問題に関する指導の研究」

現代の倫理的課題を踏まえた上で、先哲の思想を手がかりに、生徒が人間の存在や価値について思索を深め、現代の人間としての在り方生き方を主体的に求める態度を育成する指導内容、指導方法について研究を進める。

【研究発表】

「公民科におけるディベートの取り組み」

東京都立西高等学校教諭 岡田信昭

当日配布したプリントの一部です。生徒の感想として、いろいろ調べられておもしろい。みんなで調べるのは新鮮だった。実際にやってみると、相手のいうことを理解してさらに自分のいうことをまとめることが難しいことがわかった。証拠をきちんと集めて整理して提示することの大切さがわかった。などがありますので、付け加えてくだされば幸いです。ただの意見のぶつけ合いでない、きちんと資料を使って帰納法的に考察していく機会は、今の生徒にはとても必要だということがわかります。多くの生徒は演繹的にたぶんそうなるだろうというぐらいでしか物事を判断していませんが、様々な証拠を探すことは、ホームページを丸写し以内で作るレポートのようなどころがあります。いろいろディベートの功罪もいわれていますが、資料を集めてきちんと並べて考察するという作業、プレゼンテーション、相手との討論、素早い対応などを養うには、ディベートも役に立つようです。

資料1 3学期のディベートについて

(1) ディベートとは

ある論題について賛成と反対の立場に無作為に分かれ、証拠や事実をもとに同じ時間で討論し、相手や聴衆を説得する技術を競い、さらに勝つことを目的とするゲームです。

(2) ディベートのねらい

一生の財産「コミュニケーション能力」を育てよう ある精神科医の意見

今まで、精神科医として多くの患者さんの治療をしてきて、また、自分自身が一人の働く母親として生活してきて、私たちの人生の質を決めるものは「コミュニケーション能力」だと思っています。

自分の意見や気持ちを伝えられること、相手の意見や気持ちを聞いて理解できること、そして、話し合ってお互いが納得できる結論を導き出せること、そこまでを含めて私は「コミュニケーション能力」と呼びます。この能力さえあれば、自分自身もストレスをためこむこともなく、必要な援助を相手から引き出すこともできます。どんな困難な状況に陥っても、「コミュニケーション能力」さえあれば周りの人に助けをもらいながら自分の道を切り開いていけると思います。

一方、「コミュニケーション能力」がないと、どんなに学歴があっても、どんなにお金を持っていても、周りの人と気持ちのよい関係が築けないということになり、トラブルに見舞われたときにそれを乗り越えるだけの力がないということにもなってしまいます。

「コミュニケーション能力」を高めるためには、子供の頃からのトレーニングが必要だと思います。学校教育の場で、「コミュニケーション能力」を身につけるための授業や行事を積極的に取り入れていくことも勿論大切なことです。そして、何よりも、子供たちの「コミュニケーション能力」の芽を摘まないように、親を始めとする周囲の大人たちが、まずは率先してコミュニケーションの見本を示していかなければならないと思っています。

- ① 事実を調べ、活用しながら、それに基づいて筋の通る論理的な考える力を養う。
- ② いろいろな他人の考え方を知り、広い視野からの多角的なものの見方を知る。
- ③ チームワークや積極的に自分の意見を述べる力を養う。
- ④ 社会問題に詳しくなる。 などがあります。

欧米の高校ではディベートの全国コンテストもあるほど重要な教科です。

(3) ディベートの予定時間

- 1 時間目 (本日) - ディベートの説明、グループ作り、論題選択、順番決定
 - 2 時間目 - くじでチームを選んで、台本を読みながらの模擬ディベート
 - 3、4、5 時間目 - 図書室またはパソコン室でグループごとの資料調査、会議など
- ディベート本番 (5 時間) それ以外に教科書の授業をします。

(4) ディベートの実際

◆今回の論題

1. 「日本は、死刑制度を廃止して終身刑を導入すべし」 肯定または否定
2. 「日本は、企業に男性社員の育児休業取得を義務化させるべし」 //
3. 「日本は、公立小学校の英語教育を必修にすべし」 //
4. 「日本は、スーパーなどのレジ袋を有料 (5 から 10 円) にすべし」 //
5. 「日本は、15歳未満の子供からの脳死・臓器移植を認めるべし」 //

◆チーム分けから論題決定まで

1. チームは 4 人。男子 2 人と女子 2 人の組を作り、くじ引きで 4 人に組み合わせる。
2. チームリーダーを決める。リーダーは連絡やまとめる係りとなる。
3. 論題から肯定か否定かの論議したいテーマを選び、黒板にメンバー名を書く。
4. 第一希望でだぶった場合はジャンケンできめる。負けたら第 2 希望に移る。
5. メンバー、テーマを記入した登録票を提出する。
6. (重要) 論題は自分の意見と違うことがあるが、別の考え方をすることも大切。

◆ディベートで配布するプリント作成

聞いている人の理解のために主張の要点や説明の資料などをプリント 1 枚にまとめたもの全員で作成し、ディベートの際に対戦相手とクラス全員に配る。ディベート前日には完成し、岡田に全員で提出に来る。そのときに少し質問をします。その後で印刷、配布する。B 4 の大きさ 1 枚。

◆ディベートの流れ及びフォーマット（形式）

時間節約のためにディベートの前に全員で教室を下図のように準備、肯定と否定側の位置に着席。試合前に、司会と両チームで協力して、資料と判定表を全員に配布しておく。

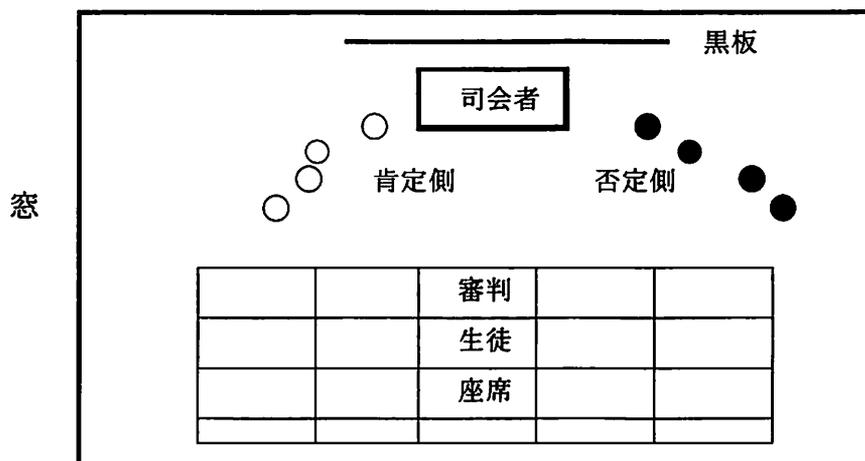
▲論題の肯定側が先攻、否定側が後攻とする。

- ① 肯定側立論 導入するプランの説明、メリット2つまでと根拠説明 4分
 否定側立論 プランを導入した場合のデメリット2つまでと根拠説明 4分
 メリットとデメリットは二つまでとします。
 ※作戦タイム 1分
- ② 肯定側から否定側への質問、尋問 相手に質問、尋問をする。 2分
 否定側から肯定側への質問、尋問 相手に質問、尋問をする。 2分
 ※作戦タイム 1分
- ③ 討論 意見や主張をぶつけ、相手の議論をつぶしあう 15分
 ※作戦タイム 1分
- ④ 否定側最終弁論 討論までのまとめ、自分たちの有利な点、相手側の 2分
 肯定側最終弁論 落ち度を審判にアピールする。 2分
- ⑤ 審判 聴いていたクラス全員で、判定票によって点数をつける。 3分
- ⑥ 減点の確認 以下のようなルール違反は減点にする。
 一回もしゃべらなかつた、態度が悪い、声が小さい、すぐ興奮するなど。
- ⑦ 勝敗 チームワーク、説得力や論理性などから、生徒全員の審判による勝ち点の多い方を勝ちとし、
 点数をテストに加算する。特にがんばった生徒にも加算します。

◆ルール

1. メンバーは、討論の場面の中で必ず1回は話すこと。
2. 制限時間内に終わっても時間まで待つ。逆に熱くなって守らないことのないように。
3. 相手の話をきちんと聞く。また、話す態度についてもマナーを守る。
4. 自分の反対の立場に回っても、テーマについて詳しく調べて主張の内容を作ったり、相手に反駁することが大切なので、やる気を失わないこと。そうした点を評価します。
5. 司会は生徒が行うことにします。司会者には進行マニュアルを渡します。

◆ディベート時間の教室配置（第一社会科教室で行います）



資料2 ディベートの具体的方法

■立論などに関する原則

1. 立論の方法

立論とは自分達の立場の正当性を根拠となる資料を示しながら主張すること。このディベートでは、メリット(長所)デメリット(短所)の比較型の方法を採用する。肯定側は「定義」「プラン」「メリット」「プランの重要性」「メリットの発生過程」「根拠」を、否定側は「デメリット」「プランの深刻性」「デメリットの発生過程」「根拠」を順番に述べる。このとき聴衆や相手側がメモをとりやすいようにそれぞれがいくつあるかを述べ、それぞれの最初には必ずナンバリング(第1に、第2になど)をすること。

例)「私たちは〇〇〇という立場に立って主張します。」

「定義を述べます」「〇〇とはこういうことです」

「プランは3点あります」「第1に〇〇とします」

「そのプラン導入のメリットは〇点あります。」メリットやデメリットは1-3点にして下さい。

「第1に△△です。それは◇◇という資料によれば、…だからです。」

「第2に□□です。それは▽▽という統計資料から明らかです。」

※ディベートには「主張する者は必ずそれを証明しなければならない。」という最も大事な原則があるから主張の理由(根拠)は大切である。特に事実や、専門家の述べている証拠は重要である。理由(根拠)のないものはただの意見であり、無視してよいことになる。

参考)

定義-肯定側が作り、否定側が従う。

例 「医師はガン患者に告知をするべきである」ならば、

①ガンとは末期患者のガンを意味します。

②告知するとは、患者と家族に告げることを意味します。

プラン 肯定側が作る

例 次にプランを述べます。ガン告知に関する告知法を制定します。とか、

第一に、医師はガンが末期に近づいたら患者と家族にはっきりとガンと告げ、余命や治療を説明し、同意を求めることとします。

第二に、患者や家族の質問に時間をかけて答えるものとします。

第三に、告知を行わなかった医師は免許を取り上げます。など

定義やプランはあらかじめ肯定側が作り、否定側に示しておくこと。

メリットまたはデメリットおよび根拠の作成。

例 (主張、メリット)ガン患者に告知をすると景気が良くなります。

(根拠)告知された患者は余命がわかります。すると旅行や余命保険などのいろいろなことをやりたくなり、実行します。金回りが善くなって景気を良くします。

例 公立小中学校の昼食をお弁当にするべきである。

(メリット)好きなものが食べられます。給食の準備と手間が無くなります。

自分の気に入った食器が使えます。おかずの交換ができます。など

だが、なぜ好きなものを食べられるのがいいのか聞かれると弱まるだろう。

①今の給食は嫌いなものも無理に食べさせられているので、それがなくなるのはいいこと

だ。などと、現状の問題を指摘、改善する方法をのべる。

②給食は悪くないが、弁当にすれば選択できる食べ物の数は増える。などと、現状に問題はないが、現状が向上することを示す。などが発展型になる。

2. 質問と回答の方法

相手の立論に対して、不明瞭な箇所を確認したり、証拠が何の資料によるものかを確認する。事前に質問内容は用紙に書いておいたり、相手の質問を予測し、回答も用意する。

3. 自由討論

論点を明確にして互いに反論し合う。時間内に必ず全員で反論にあたること。全員であたる方が審判にアピールできる。できるだけ互いの議論がかみあうよう努力しよう。相手側が的外れな回答をした場合は「質問だけに答えて下さい。」と言ってはっきり却下すればよい。また、制限時間で話せなかった立論を述べてもいい。

注意点①質問に対する逆質問はルール違反である。

②ディベーターおよび聴衆はマナーをわきまえること。やじ、揚げ足取り、中傷、私事に関する事などは絶対に慎むように。

4. 最終弁論

これまで展開された立論や反対尋問、自由討論での争点をしっかり押さえながら、再度自分達の立場の正当性を主張する。ここで新しい議論やテーマを持ち出すのはルール違反となる。

5. 審判

審判は、判定表に基づいてディベートを聞いていた生徒によって行う。自分の意見とは無関係にどちらのディベーターの議論がより説得力があったかを判断する。引き分けは存在しないので必ずどちらかを勝者にすること。もし票数が同じであった場合は、教師の票を入れて勝敗を決する。

注意点：自分の持っている知識とディベーターの知識とを比較して判断してはならない。まして友人関係や個人的な感情で審査してはならない。

■調査の方法

1. 立論完成の準備

- ①肯定側は論題に基づいてプランを作る。
- ②肯定側は論題を導入した場合のメリット(こんなにいい点がある)、否定側はデメリット(こんなに困ったことになる)を数点あげる。
- ③肯定側はメリットの重要性、否定側はデメリットの深刻性を、新聞記事や本、インターネットなどで調べた証拠に基づいて考える。
- ④そのメリットやデメリットの発生過程を考える。
- ⑤メリットとデメリットの中から本番用に2, 3点以内に絞る。

2. 資料調査

① 資料の例

- ・『日本の論点』(文芸春秋社)『激論日本人の選択』(小学館) 現代日本の問題に関するいろいろな意見 が出ている。こちらで用意します。
 - ・専門書『死刑は必要か』など。学校の図書館にもありますが、数が少ないので市立図書館なども積極的に活用する。
 - ・百科事典、『イミダス』、『現代用語の基礎知識』『知恵蔵』用語調べ等の時に便利。
 - ・『朝日新聞縮刷版』過去の朝日新聞の全部の記事があります。目次をみて関係する言葉から関連する意見や記事を見つける。学校図書館入口にあります。
一朝日新聞縮刷版に関しては、こちらで、インターネットを使って、関係する言葉が載っている記事が掲載されている日付、ページ、見出し等をデータベースとして調べて、プリントアウトして冊子を作っておきます。それを使って記事を調べてください。
 - ・『毎日新聞記事データベース』コンピュータと専門のCD-ROMを使って過去3年間の毎日新聞の記事を記事を調べることができます。
 - ・インターネットの利用 自宅等でインターネットのできる人は、各種ホームページにアクセスして、調べてくることも可能です。フロッピーに保存してきたものは学校で印刷 できます。
 - ・各種雑誌 図書館には「アエラ」がありますが、他は各自で探してください。
- 注意！ みんなが使えるように、この期間は図書館の資料の貸し出しはしない。

絶対に勝手に持ち出したりしてはいけない。

② 博物館や資料館で調査

- ・専門の役所、医者、企業その他に直接聞いてみる。その時には失礼のないように、学校名、何の目的で行うのかなどを説明してから承諾を得るなどしてください。
- ③ アンケート 生徒、先生や親、その他の人の意見を聞くのもいい。結果を相手に知らせるのが礼儀。
 - ④ 必要な部分はコピーします。申し出てください。

3. ディベート時にお互いに配る資料プリントの作成

- ① 論題、メンバー名、プラン(肯定側)、メリット、デメリット、補足資料などをB4の原紙一枚(岡田に取りに来る)にまとめて作成し提出する。
- ② 一枚を原則とする。2枚以上作ることは必要ない。
- ③ 全員で作って、ディベートの前日までに岡田に持ってくる。点検後印刷配布して下さい。

ディベート採点表 記入者 組 番 名前

論 題 日本は、15歳未満の子どもの脳死患者からの臓器移植を行えるようにすべし。是か非か。			
肯定側のメンバー			
否定側のメンバー			
立 論 の 内 容	肯定側	第1メリット	
	肯定側	第2メリット	
	否定側	第1デメリット	
	否定側	第2デメリット	
内 容	評 価 の 観 点	肯定側	否定側
立 論	証拠に基づいて述べられ、筋道・論理が通った話し方だったか 立論を話す態度が良く、言葉がはっきりしてわかりやすかったか	/5点	/5点
肯定側 質 問	肯定側は、立論を理解し、意図のはっきりした質問をしていたか 否定側は質問に対してきちんと答えていたか	/5点	/5点
否定側 質 問	否定側は、立論を理解し、意図のはっきりした質問をしていたか 肯定側は質問に対してきちんと答えていたか	/5点	/5点
討 論	(討論はいったん5点満点で評価し、それを2倍して正式点に) 相手を崩し、または、自分たちを防御することができたか 積極的に討論に参加し、話す態度や聞く態度が良かったか	(/5点)	(/5点)
最終弁論	お互いの比較を示して、審判にわかりやすく訴えられたか。	/5点	/5点
資 料	資料プリントをわかりやすく用意し、十分活用していたか	/5点	/5点
総 合	チームワークがとれて、メンバーの取り組みはよい印象であるか	/5点	/5点
立論の 結果①	肯定側の第1メリット、否定側の第1デメリットは通ったか 全く残ってないが1、小さいが残ったが3、完全に残ったが5	/5点	/5点
立論の 結果②	肯定側の第2メリット、否定側の第2デメリットは通ったか 全く残ってないが1、小さいが残ったが3、完全に残ったが5	/5点	/5点
判 定	① 合計点を出す	合計点	/50点
	② 勝ったと思うチームを○で囲む(同点は否定側の勝ちが原則)	肯定側	否定側
肯定側でがんばっていた生徒			
否定側でがんばっていた生徒			
勝利チームの勝因は？			
君の個人的意見は肯定、否定のどちら？			
このディベートの感想など ※ディベートをおこなった人も感想を書いて下さい。			

「公共哲学：古くて新しい学問」

東京大学教養学部総合社会科学科、大学院総合文化研究科
山 脇 直 司

1 公共哲学の現状とその背景

- ・発展途上にある公共哲学のミニマムな定義は、「政治、経済、その他の社会現象を公共性という観点から論考する学問」。
- ・現状——シリーズ『公共哲学』東大出版会が15巻まで出ており、少なくとも20巻まで続く予定。そこで論じられたトピックスは様々な領域に及ぶ。拙著『公共哲学とは何か』（ちくま新書）のインパクトも小さくなく、シリーズ10巻と合わせて中国語訳が企てられている。千葉大学法経学部、早稲田大学政経学部、学習院大学法学部、法政大学法学部、中央大学大学院公共政策研究科などにも、そのような科目が設けられており、今後さらに増え続けるであろう。
- ・その背景として「政府や官の公（official, governmental）」とは異なる「民の公共（public common）」や「市民的公共性」への関心の増大や、NPO・NGOの台頭が挙げられる。
- ・「公共性」の定義の変化：「広く社会一般に利害を有する性質」（広辞苑第四版1991年）→「広く一般に利害や正義を有する性質」（広辞苑第五版1998年）。

現在では、「公開性、公平性、公正性」などの性質を帯びた概念として用いられよう。

形容詞としての「公共 public」には、「人々一般に関わる」「公開の」「政府の」の意味が混在しており、その整理が必要。なお「現代社会」や「政治・経済」の教科書では、憲法に記されている「公共の福祉」や経済学の「公共財」という観点で触れられているのみ。

2 公共哲学の歴史——その変遷と衰退

- ・たとえその名を用いていなくても、公共哲学をプラトン・アリストテレスや孔子・孟子以来の由緒ある学問として捉え直すこともできる。その際、特に「民の公共の＝民のための、民による」政治や経済という観点がポイント。この観点で、古代ギリシャ以降18世紀までのヨーロッパの社会倫理思想史や、東洋思想史・日本思想史を再理解できる。
- ・その上で注意すべきは、19世紀以降の国民国家時代の近・現代史。そこでは、18世紀末にカントが構想した「平和を目指す諸国家連邦から成る世界市民体制」のヴィジョンではなく、19世紀初めのフィヒテ『国民に告ぐ』にみられような「列強の植民地 VS 国民国家のための団結」という図式や、「国民国家間の相克」が支配的となったこと。
- ・このようなコンテキストの中に、明治以降の日本や、中国・朝鮮半島の近・現代史を捉え直すべきであろう。
- ・このようなコンテキストの中で展開された福沢諭吉の公共哲学の場合、一方で「政府 VS 国民」「一身独立、一国独立」という思想、他方では「脱亜（入欧）」「官民協調」という思想がみられる。
- ・中国や韓国と日本との関係は、一方でそれぞれの近・現代史の違い（植民地支配など）を認識しあい、他方では共通の遺産（儒教など）を未来に向けて再発見すべきであろう。
- ・最後に、政治・経済や社会を哲学的に論考する公共哲学の伝統は、19世紀後半以来、ヨーロッパでも途絶え、その頃に確立された日本の大学制度においては、踏襲されなかったことに注意しなければならない。丸山真男の批判にもかかわらず、法学部、経済学部、文学部、教育学部と蛸壺化され、政治学や経済学が哲学と無縁なままに営まれている東京大学本郷キャンパスの学問体制は、そうした状況を物語っている。
- ・そうした現状を打開することは、公共哲学のトランス・ディシプリナリーな使命の一つ。

3 公共哲学による「個人と社会」観の革新

- ・アーレントによる公共性の定義：「万人によって見られ、開かれ、可能な限り最も広く公示されている現れ」「（独自生を持つ多様な）私たちすべてに共通する世界」。
このような公共性は、「活動的コミュニケーション」によって初めて成立する。
- ・「滅私奉公」（個人を犠牲にして公に尽くすライフスタイル、戦前の教育勅語、戦後の猛烈社員、過労死・過労自殺など）でも、「滅公奉私」（身内以外の他者感覚を喪失したライフスタイル）でもなく、「活私開公」（個人一人一人を活かしながら、人々の公共性を開花させ、政府の公をできるだけ開い

ていくようなライフスタイルや文化)」という理念が大切。

- ・「活私開公」のライフスタイルや文化を醸成するためには、「シティズンシップ（市民性、市民権）の教育」が不可欠となるが、それは現下の教育基本法の下で十分可能である。
- ・また、こうしたヴィジョンの下、社会を構成する最小単位を、「自己—他者—公共世界」理解、と関係主義的に現してみることが必要であろう。個人の尊厳は、自己のみならず「他者の尊厳」を含むことが、教育現場でも教えられなければならない。

4 公共世界を構成する諸規範について

- ・公共世界：「活動的コミュニケーション」を前提としつつも、「正義（公正）、人権、市民的徳性、責任、福祉、平和と和解、その他の公共善」などから成り立つ。
- ・これらの規範は、ソフィスト、プラトン、アリストテレス、孔子、孟子、朱子らが論じた古いイシューであると同時に、ロールズ、センらによって論議されている新しいイシューやコンセプトでもある。ここに、「倫理」と「現代社会」の科目上の接点があるはず。
- ・日本国憲法への視座：「活私開公」の理念に基づく「個人の権利」と「公共の福祉」の両立。12条と13条に記された「公共の福祉」は、「個人としての他者への配慮」を含んだ調整原理であり、29条の「公共の福祉」は、25条に記されているすべての国民が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」権利を保障するための、「連帯の倫理」として理解できよう。
- ・ちなみに、英語の right にあたる日本語は「権利」ではなく、「権理」という漢字がよりふさわしく、『広辞苑』のミスリーディングな定義も修正されて然るべきである。

5 「グローバル」公共哲学の可能性と課題

- ・不安定なグローバル化時代において、展開されるべきは、各自がそれぞれの「ローカリティ（現場性、地域性）」に根を張りつつ、21世紀の人類が直面している問題を真剣に考えていくような「グローバル公共哲学」であろう。このような視座で、一極支配的なグローバリズムにも、閉ざされたナショナリズムにも陥ることなく、多様性と普遍性のバランスを図ることができる。
- ・グローバル公共哲学では、応答的で多層的な「自己—他者—公共世界」論を基礎としなければならない。それは、「地球市民的自己」、「国民的自己」や「エスニックな自己」、何らかの組織のメンバーとしての「負荷ある自己」等々のマルチプルな自己理解が、他者理解や公共世界の理解と重なり合うことになる。
- ・そして、このような見方に立てば、一人の人間が地球市民であることと、国民であることは、何ら矛盾しない。「私は、地球市民でもあるし、日本人でもあるし、神奈川県民でもあるし、横浜市民でもある——」というような多層的メンタリティが重要。
- ・このようなメンタリティや視座によって、真の国際交流や「多文化時代のシティズンシップ教育」が推進されうるだろう。
- ・このような構想は、ユネスコの文明間対話を基礎にした「哲学教育プログラム」や国連の「グローバル・エシックス・エデュケーション」のプログラムともマッチしたものとなる。

研究例会報告

第一回 研究例会

1. 日時：平成17年11月11日（金） 14時30分～19時 （受付14時より）
2. 場所：東京都立文京高等学校
3. 内容
 - (1) 研究発表（14:30～15:30 視聴覚室）
「公民科『現代社会』におけるバイオテクノロジーの取り扱い
～大学付置研究所等における最先端研究の現状を通して～」
都立荒川商業高校（定）教諭 多田統一先生
 - (2) 講演（15:30～17:15 視聴覚室）
「遺伝子改造論をめぐって」 東京大学大学院教育学研究科教授 金森 修先生
 - (3) 公開授業（17:30～18:15）
「労働基準法」 都立文京高校（定）教諭 小牟礼和人先生
 - (4) 公開授業についての研究協議（18:40～19:00 視聴覚室）

第二回 研究例会

1. 日時：平成18年2月9日（木） 午後2時～5時30分
2. 場所：東京都立国分寺高等学校
3. 時程：
 - (1) 公開授業（午後2時20分～3時10分）
『現代社会』（2年）「心理学をどう教えるのか」
都立国分寺高校教諭 原田 健先生
 - (2) 研究協議（午後3時20分～3時40分）
 - (3) 研究発表（午後3時45分～4時15分）
「『倫理』における日本思想の扱い～その普遍性を求めて」
都立青梅東高校教諭 本間恒男先生
 - (4) 講演（午後4時20分～5時20分）
「倫理教育の在り方」 都立国分寺高校校長 喜多村健二先生

第一回研究例会【研究授業】

東京都立文京高等学校定時制 小牟礼和人

研究授業 『現代社会』（2単位） 3年A組 16名（男10名・女6名）

※ 1時限 17:30～18:15 研究授業（3A教室、2階）

18:40～19:00 研究協議（視聴覚室、4階）

I 単元：雇用と労働問題（全4時間）

第1時 労働問題とその展開

第2時 労働基本権の保障と労働法

第3時 労働基準法（本時）

第4時 日本の労働問題の現状

II 本時「労働基準法」

1. 本時の目標：労働基準法の概要を学習することで、前時までに学習した雇用と労働問題の全体像を再確認するとともに、生徒自身の就労生活と労働基本権の保障との関係を考察させる。

2. 本時の展開（45分授業）

	教師の指導	生徒の活動	指導上の留意点
導入 5分	<ul style="list-style-type: none"> ワークシートを配付し、前時までの学習内容を再確認させる。 本時の学習の意義・趣旨を説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> 前時までの雇用と労働問題の内容を振り返る。 労働基準法の学習の意義・趣旨を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒全員に学習の意義・内容を伝える。
展開	<ul style="list-style-type: none"> ワークシートの学習内容の通読を指示する。 板書し、質問しつつ、労働基準法の概要を理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシートの学習内容を通読し、大まかな内容を理解する。 板書事項をワークシートに記入し、質問事項を考えつつ、以下の労働基準法の概要を理解する。 ① 労働基準法の7原則 ② 労働条件の明示 ③ 解雇予告手当 ④ 賃金支払の5原則 ⑤ 休業手当 ⑥ 労働時間・休日・休憩 ⑦ 割増賃金 	<ul style="list-style-type: none"> 机間巡視を励行し、学習意欲に課題のある生徒や学習に遅れがちな生徒を適切に指導する。

30分	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートの問題を解かせる。 ・労働基準法の確認テストを解かせる。 ・確認テストを答えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 年次有給休暇 ⑨ 産前産後の休業・育児時間 ⑩ 監督機関・付加金 ・ワークシートの問題を解くことで、労働基準法の理解を深める。 ・確認テストを解き、答えることで、労働基準法の理解を再度深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートの記入状況をみて、授業進度を適切に進める。
まとめ10分	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法と生徒自身の就労生活との関係（トラブル・違法行為や解決方法等）を考察させ、発表させる。 ・雇用・労働問題についての意見・疑問・感想をワークシートに書かせる。 ・生徒自身の生活と、労働基準法をはじめとする労働法との関係を考察させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法と自身の就労生活との関係を考え、発表する。 ・雇用・労働問題を総合的に考察し、意見・疑問・感想をワークシートに書く。 ・自分自身の生活と労働法との関係を考え、労働法が究極的に自己や他人の労働基本権の保障を図り、健全な国民生活の維持・向上に寄与する重要な手段の一つであることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次時の内容を予告する。

3. 評価の観点

- ① 既習の雇用・労働問題の全体像について再確認できたか。
- ② 労働基準法の概要を理解することができたか。
- ③ 生徒自身の就労生活と労働法・労働基本権の保障との関係を考察することができたか

4. 使用教科書 : 『現代社会』 東京書籍

※ 本時の該当ページ : p64～p65、p102～p105

<現代社会>

労働基準法

労働基準法とは、労働条件の最低基準を定め、違反した使用者に懲役を含む刑罰を科すことで、労働者の保護を図る法律である。これは、日本国憲法第 27 条 2 項「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」を受けて、1947 年に制定された。労働基準法は、まず労働条件が労働者の人たるに値する生活を保障すべきこと（労働条件の原則）を定め、次いで労働条件の労使対等決定の原則、労働者の国籍・信条・社会的身分による差別を禁止する均等待遇の原則、男女同一賃金の原則、暴行・脅迫・監禁などによる強制労働の禁止、賃金のピンはねなどの中間搾取の排除、選挙権などの公民権行使の保障の 7 原則を定めている。次にその内容を概観する。

使用者は労働者と労働契約を締結してその労働者を採用するが、その際、労働条件を明示しなければならない。特に労働契約の期間、就業の場所・従事すべき業務、始業・終業の時刻、休憩・休日・休暇、賃金の決定・支払方法・締切り・支払時期、退職などの事項は書面を交付しなければならない。使用者が一方向的に労働契約を解除することを解雇という。客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、その権利を濫用したものとして無効となる。使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも 30 日前にその予告をするか、30 日分以上の平均賃金（解雇予告手当）を支払わなければならない。平均賃金は、それ以前の 3 か月間の賃金総額をその総日数で割った金額である。退職時には、労働者は使用者に解雇理由証明書などの証明書を請求できる。

賃金とは、賃金、給料、手当、賞与などの名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うもので、使用者は通貨で、直接労働者に全額、毎月 1 回以上、一定期日に支払わなければならない（賃金支払の 5 原則）。使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合、使用者は労働者に平均賃金の 60% 以上の手当（休業手当）を支払わなければならない。

労働時間は、1 日 8 時間・1 週間 40 時間以内が原則である。休日は、毎週少なくとも 1 日、または 4 週間で 4 日以上である。休憩時間は、労働時間が 6 時間を超える場合、少なくとも 45 分、8 時間を超える場合、少なくとも 1 時間で、労働時間の途中に一斉に与え、自由に利用させなければならない。時間外労働・休日労働には、書面による労使協定（三六協定）が必要である。時間外労働には、1 週間 15 時間、1 年間 360 時間などの限度が設けられている。割増賃金は、①時間外労働 25% 以上、②休日労働 35% 以上、③深夜労働（午後 10 時から翌午前 5 時までの労働）25% 以上、④時間外の深夜労働 50% 以上、⑤休日労働＋深夜労働 60% 以上である。使用者は、6 か月勤務し、8 割以上出勤した労働者に 10 日以上有給休暇を与えなければならない。これは、6 か月勤務以後 2 年まで年 1 日加算、それ以降は年 2 日加算し、最高 20 日まで与えられる。

児童は、15 歳になって最初の 3 月 31 日が終了するまで、原則、使用できない。交替制で使用する 16 歳以上の男性を除き、18 歳未満の者（年少者）は深夜労働ができない。年少者を雇う場合、使用者は年齢証明書を備え付けなければならない。女性には、請求により生理休暇が認められ、出産前は請求により 6 週間（多胎妊娠 14 週間）、出産後は 8 週間の休業が与えられる（産前産後の休業）。生後 1 年未満の乳児を育てる女性は、1 日 2 回各々少なくとも 30 分の育児時間を請求できる。

労働基準法上の監督機関には、労働基準主管局、都道府県労働局、労働基準監督署があり、それぞれ労働基準監督官などの職員が置かれている。労働者はこれらの監督機関に違反行為を申告できる。また、相談窓口として、労政事務所や総合労働相談コーナーなどがある。裁判所は、労働者の請求により、解雇予告手当、休業手当、割増賃金、年次有給休暇中の賃金を支払わなかった使用者に対し、未払金と同一額の付加金の支払を命ずることができる（違反時より 2 年以内に請求する必要がある）

【板書事項】 1.労働基準法の 7 原則：①_____の原則 ②_____
_____の原則 ③_____の原則 ④_____
_____の原則 ⑤_____の禁止 ⑥_____の排除 ⑦_____
_____の保障 2._____の明示 3._____（
_____日分以上） 4._____支払の 5 原則：_____・_____・_____・_____

_____・_____ 5. _____ (____%以上)
6.労働時間：1日____時間・1週間____時間以内 7. _____・_____ 8. _____
_____：①_____労働：____%以上 ②_____労働：____%以上
上 ③_____労働(_____～翌_____): ____%以上 ④時間外+深夜：____%以上 ⑤休日+深夜：____%以上 9. _____
____(____日～____日) 10.産前____週間・産後____週間の休業 11. _____
_____：1日__回最低____分 12.監督機関：_____など
13. _____ (裁判所)

3年 _____組 _____番： _____

—
【問題】 1.労働基準法は何の規定を受けて制定されたか。 _____
2.使用者と労働者は何を締結するか。 _____ 3.退職などの明示は何
でなければならないか。 _____ 4.解雇は何日前に行わなければならないか。
_____ 5.賃金支払の5原則をあげよ。 _____
_____ 6.休業手当は何%以上か。____% 7.労働時間は
1日____時間、1週間____時間以内が原則である。 8.休憩は6時間超で____分以上、
8時間超で____時間以上である。 9.時間外・休日労働に必要な協定は何か。
_____ 10.深夜労働とは何か。 _____
_____ 11.割増賃金は時間外で____%、休日で____
____%、深夜で____%、時間外+深夜で____%、休日+深夜で____%以上である。
12.年次有給休暇は____か月勤務した労働者に、次の1年間に____日与えられる。
13.1年半勤務した場合の有給休暇は____日、2年半は____日、3年半は____日、
4年半は____日、5年半は____日で、6年半は最高の____日となる。 14.産前____
____週間、産後____週間の休業が認められる。 15.育児時間は1日____回、少なく

とも____分である。 16.監督機関を3つあげよ。_____

_____ 17.その中心

的職員は何か。_____ 18.相談窓口を2つあげよ。_____

_____ 19.何を支払わ

なければ付加金の支払を命ぜられるか。_____

_____ 20.それは何

年以内に請求する必要があるか。_____以内

就業() 休憩() 賃金() 解雇()

割増() 協定() 待遇() 多胎()

搾取() 契約() 休暇() 無効()

賞与() 休息() 懲役() 予告()

排除() 監督() 締結() 労使()

「遺伝子改造論をめぐる」

東京大学大学院教育学研究科教授 金森 修

優生学はイギリスのゴルトンが社会改良運動の一環としてはじめたものだが、ネガティブ・ユージェニクスすなわち強制断種やホロコーストにつながるものとして、もともと善意で始まったものが変わってしまった。しかし、ヒトゲノムの塩基配列の完全な解読でその意味や機能が分かってくると、より健康にするとかより長生きにするとかいうことができるようになった場合どうするのか、ヒト遺伝学が順調に進むなら、新たなタイプの優生学が必ず出てくるが、これについてどのような文化的社会的な議論をするのか。

分子生物学の初期、10年あまり前は、これですべて分かったという雰囲気だったが、やればやるほどそう単純なものではないことがわかってきた。遺伝子をいじって病気を治すのはそう思うようにはいかない。そのことは担保しつつ、それに準じることができるときに、できそうだとやってみることもないとはいえない。したがって議論をし始めておくことは必要である。

遺伝子の切り貼りより可能性が高いのは、複数の受精卵を作っておいて遺伝子をチェックし、長生きや頭のよい性質が補完されるようになったときである。よいものを選んで戻す受精卵診断は、子孫に対する質的な評価を入れることである。

知性も遺伝的に決まっていると考えがちである。教育上は同じように進んでいるはずなのに、本人のがんばりや家庭環境の違いだけでなく、遺伝的な規定性があることで知能差が出てきてしまう。また、寿命が短い家系もあれば長生きの家系もある。これらを運命、どうしようもないものとするのではなく、もっとよくできるのであれば、それは治療に相当するという考えもある。重い遺伝病は、どうしようもなかったが、そういう家系なら子どもをあきらめろというのではなく、診断で防げるのに何もしないのは悪だという考え方も出てきた。

これまでは、社会的な財の配分はできても、自然的な財の配分はできなかった。それさえ調整可能になったとき、どういう正義論や社会調整論がありうるだろうか。基本的にはスタートラインを同じにして環境でよいほうに向けるという、教育の大前提が崩れざるを得ない。この新たな知識に対して、教育をどう調整していったらよいか。自然的な財がもっているばらつきを遺伝子工学によって平等に近づけられるなら、そういう平等工学をやっているのか。社会正義的な介入の対象にしてよいか、これが最終的な問いかけになる。

神学者の中にも、ヒトゲノムは神聖不可侵ということはないという者もいる。ヒトはコークリエーターなのだ、もっとよくできるなら完璧なものに作り上げていく、という神学者たちの意見は無視できないだろう。科学思想史的に見ても、ヒトは完全に対象化したものは操作する。操作可能性を持っていて完全に対象化されたら操作する。

アメリカの大統領報告書『治療を超えて』(2003)は遺伝子改良を扱っている。遺伝子改良にひた走る根源は体の衰えである。技術的な媒介で、押し込められていた限界を超えることをほとんど義務的にとらえ、やる気になれば変えられると分かれば、それを実行するのは医学とは関係がない。薬理学的にも遺伝学的にも治療を越えた強化の部分の扱っていて、公の文章としては例外的に面白い。

気が散ればリタリンを吞んで、落ち込めばプロザックを吞んで、魅力がなければ美容整形に走る。生まれつききれいな人もそれを苦勞して勝ち取ったわけではない。ならば人工的で通常以上の介入から得られた利点も、自然が与えた利点より正統的でないわけではない。これは社会的な競争の道徳的な規制緩和である。

子どもは授かるものであり、クローンにせよ遺伝子改造にせよメイクチャイルド、つまり授かり者でなくてマニファクチュアの対象になってしまうことが、文化的に問題であるとするならば、許容可能な改造は、あるとしても初期段階のものになる。人体実験はできず、動物実験の後インフォームドコンセントが原理的に取れず、リスクも大きいから、なんらかの改造が行なわれるならば、被験者に重篤な遺伝病があって子や子孫に影響する、そういう治療目的以外はありえない。うまくいかない場合は止める。しかしうまくいく場合、一つ一つの遺伝病の治療はさかんになる。失敗を避けるため

に、おかしければ中絶するが、出生以後の異常は制度的なケアで支えることになる。

ここで出てくる問題は、エンハスメント、強化である。ホルモン欠乏で身長が低い子どもを予想できるのだったら、成長ホルモン投与で治療するが、身長の低い両親から生まれた正常な子どもも、もう少し高くしてやりたい場合治療といえるか。ひざから下を失って義足をつけたら、元よりも早く走れる場合、これは治療であるが、わざとなくす人はいないだろうがもしいたら治療なのか強化なのか。

あまりに機能が決まった強化をするのは子孫に影響がありすぎるが、老化を遅らせるなら子孫が困ることはあるか。老化が遅れるのは当人の自由にはかかわりがない。重金属排泄機能の強化とか、暴力遺伝子が本当に特定された場合とか、うつ病関連遺伝子が分かっただけならなるべく改変してよいのか。いじらないままにしておくのは難しい。そのときに少なくとも、これはどうしても踏み込まないというものはあるだろうか。子どもが自由に生きていくことを保護する。IQを200にしてはバランスが壊れるから良くない。最低限いえるのはこのくらいではないか。

(質疑応答)

—————社会的な合意はどのようにして可能か。

この議論は政治的な前提として、これらは完全な自由社会にのみありえる。特殊な政体の国ではとんでもないことになる。また日本は部妙である。自由社会とっていいのか。だれだれの成功例で、私も私も、となりかねない。ヒト遺伝学の議論のようであって、これは成熟した自由社会を前提にしている。

—————子どもの立場からはどういうことになるか。

子どもの立場でいえば、親がプロバスケ選手や女優になれるような遺伝子操作をやっていいのか微妙である。背が高いから、美貌だから、バスケ選手や女優になるかどうか、当人が決めればよいから微妙である。親の欲望は、子を思ってとはいえ、特定の目的を持った改造はつとりパティとオートノミーの侵害となるからやるべきではないだろう。

ゲノムをいじるのがいいのは、生化学的な微調整老化や免疫などに限られるだろう。文化的アイデンティティを保存しつつ、病気にかかりにくくて若々しくて長生きできるというのなら問題ないのではないか。

—————サイボーグや遺伝子で能力が変えられるとすればお金を払うか、それよりもどのような価値観が形成されるかということのほうが重要では。

産業社会がポスト産業社会に移るときに、この議論がウルトラ産業社会の幻影といわれればおそらくそうである。今の社会はまだ産業社会であり、ポスト産業社会の世界像を探ろうとあがいている。ダイオキシンや環境ホルモンもしばらくするとたいしたことないといわれるのも、産業社会が持つ慣性である。そう簡単にはとまらない。今は一部のエリートが言っている特殊なエリートの議論だといわれればその通りだが、やめてしまえというのは無理である。文化的重要性は大きい。

—————どのようなアンチテーゼが出てきているか。

政治的な運動としてのエコロジーは、自然に密着する立場から反対している。自然を工学化するのは、浅知恵でとんでもないことになるから辞めろという議論は当然ある。まったく違う流れとしては、エコロジストをバイオリックタイルだとたたいているものもある。

子どもの知能佐賀遺伝的基盤が分かってしまう。これをどうするのか皆様の意見を聞きたい。

—————知能差があるということ自体が近代思想であり、古い学力の考えを前提としない考え方では、教育ではなくて生き方が重んじられている。身分制があればそれぞれ分相応の生き方があった。近代がそれを否定した。

そうすると四民平等が間違いだったのだろうか？ 近代のプラスは誰が総理大臣にでもなれること。昔の身分社会がよかったということではないのでは。IQ も部分的なものであれ IQ の差の遺伝的基盤が分かるとしたらどうするのか。産業社会前提のものであれ基準を作ったら差が出てしまう。これが強化されるとしたらどうするのか。いっそのこと IQ をやめられるのか。

—————社会的なレベルに対して、個人としてどう対応するかという、社会的に輪切りにすることとどう教えるかとはちがう。教育では、個人のレベルで現れたものにどう対応するかというレベルで考える。テストの成績だけではなく新しい学力観でとかいわれるが、定時制ではちゃんとやっているかどうかなど、いろいろなことを評価してきている。

多様な評価軸でどうとも対応できる、人間そのもののばらつきがわかっても括弧に入れて、教育現場では調整ができるということでしょうか。

遺伝子改造のどこで線を引くか。その根拠を何に求めるか。自分のことと子どものことを分ければ、デザイナーチャイルドは親の欲望である。精子バンクである程度可能だが、掛け合わせは普通の性行為と同じであり。デザイナーチャイルドではないが、しかし発想は優生学である。遺伝子治療も病気を治すならよいけれど、社会的合意の根拠はどこにあるのでしょうか。

—————生徒は気持ち悪い、いやだ、という感覚的なとらえかたをする。

大人でも論理的につめていくとわからない。普通の人間の違和感是非常に重要。文化はそんなに変わらない。光合成できる人間とか、子孫をバカにしておいてこき使うとか、特殊能力を強めて軍人にして寿命を短くするとか、明らかにやっちゃいけないと瞬間的に感じる。複雑な判断はきわめて重要なブレーキになる。論理で考えると美容整形はダメだと安全性ではいえるが、安全であれば美容整形をダメとはいえない。ではどこまでなのか微妙である。根源的には欲望はプロメテウスので、もっとよくなりたい。もっとよくなりたいという本質に触れるので、これらはただのバカ話とはいえない。筋肉増強の治験は危険でも集まる。『治療を超えて』ではよく触れられているのはスポーツマンのことで、不公平だからダメなのか寿命が短くなるからダメなのか、ということである。血液ドーピング、つまり血を抜いておいて直前にいれると活性化されるというのがあった。今は薬を使う。危険だけどやりたいからやる。ジョイナーは 30 代で死んだ。ベン・ジョンソンは金メダルを剥奪された。薬をやっている幸せだったのか。

私は政治的にはリベラルなので、自由と平等がぶつかり合ったときには自由原理を選ぶ。平等原理が二次化されることもある。日本はアメリカと違い自由原理が無理なら、はじめからやらないほうがよい。しかし日本人は技術的なことには積極的、遺伝学者も攻撃的な人が多い。病気とゲノムの研究が大規模に行なわれているのである。

(記録・文責 和田倫明)

『サバイバルの為の地震学習シリーズ』より 心理学をどのように教えるのか

東京都立国分寺高等学校 原田 健

- ★ 今回の公開授業のテーマは「心理学をどのように教えるか」です。
「倫理」や「現代社会」のなかで心理学を扱うには様々なやり方があります。
『思想史』として知識を教え込むのなら、フロイト、ユング、エリクソンなどになります。教科書に必ず取り上げられています。『性格形成論』として扱うこともできます。生徒は誰でも自分の性格には関心を持っているものです。有名人の性格分析＝ケース・スタディなどをやらせると、生徒は喜びます。毎年のように起きている青少年による異常犯罪事件を『異常心理学』として取り上げ、マスコミから仕入れた情報を鮮度の良いうちに生徒に示すと、生徒は「ホー」といってくれます。アイデンティティー論を中核とした『青年心理学』は「現代社会」を教えるどの学校でも必ず取り扱っているようです。事例をいっぱい持ち込むことがコツです。その他、わたしが昔から行っているアウシュビッツ・シリーズでは『極限状況における人間』の姿に、心理学的アプローチで迫ります。「積み木くずし」や「富士見中の鹿川くんの自殺事件」「戸塚ヨット・スクール」なども、岸田秀などの論文を下敷きにして解釈してきくと、生徒も興味をもってくれます。
- ★ 今回の授業は11年前に前任校（清瀬）で都倫研例会が開かれた際、私が公開授業で披露させていただいた『サバイバルの為の地震学習シリーズ』の進化・発展版の一部です。（11年前はオウムと地震。例会にはオウムに好意的だった若手宗教学者のS氏が招かれ、都倫研の西尾先生が激しく糾弾したのが印象に残っています。その後、原田のオウムや地震を扱った授業のウワサが、新しもの好きのマスコミに流れ、朝日新聞やNHKが取材にきたので、「私よりもっとスゴイ先生が都倫研にはいます」とふって、朝日の文化欄に葦名先生やOB菊地先生が登場した〜そんな時代でした。懐かしい。）
授業は1) 災害の心理学を踏まえたうえで、2) 被災者とボランティアとの関係の在り方（ボランティア＝共生説）を考え、3) 関係の要、ロジャース流のカウンセリング的対応（受容と共感）を生徒に示します。
授業の展開方法は、実際に在ったボランティア学生と被災者との会話のトラブルの事例を、途中でとめて、後半の展開を生徒がシナリオ作りという形で創作。その作品を、4人編成の班の中で、回し読みをして、一番優れた作品を選び、選ばれた本人が前に出てきて黒板に板書。9班分の作品を、今度は全員で検討。原田が即興で分析し、コメントをし、カウンセリング的対応となっている班を指摘。別の対応方法も肯定的に評価。
時間にゆとりがあれば、各班より1名の代表者が、自分の班以外の最良の作品を選び、最優秀作品を決める、というゲーム感覚で授業のダイナミズムをつけます。生徒は授業終了後、「楽しかった」といってくれました。

「倫理教育の在り方」

東京都立国分寺高等学校校長 喜多村 健二

私の教職生活30数年のうち、実際に授業を行ったのはほぼ20年間でした。その間に数多くの失敗をいたしました。その一つが教師を始めて6、7年目頃だったでしょうか。ある生徒が「先生、倫社の教師になりたいんですが、どうしたらよいでしょうか。」という質問にきました。一寸ためらった末、「よしたほうがいいんじゃない」と答えてしまいました。その時の生徒の困惑した顔を今でも覚えておりますが、そう答えたのは決してその生徒の能力を押し量ったからではありません。

それは「倫理・社会」という科目に他の教科にみられない特殊性があると考えていたからです。だいたい、「倫理・社会」などという学問は存在しません。様々な学問を複合した科目です。もちろん哲学、倫理学、宗教学が中心となっていますが、論理学、言語学、社会学、心理学、文化人類学、美学などを網羅しています。最近では、生命、情報、環境など新しい領域が「倫理」の中に加えられてきました。高校教育は学問を教えるわけではないといわれます。また、これらの学問をすべてマスターする必要もないでしょうが、「倫理」を教えるのは、結構大変だということは誰にでも想像がつくと思います。

次のような理由もあげられます。千葉県立千葉東高等学校の片岡勝規先生が『公民科倫理における「真理」のあり方を探る』という論文の中で、「教科書的真理」という概念で倫理教育の“難しさ”を説明しています。その要旨を私なりに紹介したいと思います。

多くの教科書は、イタリア・ルネサンス期の人文主義者ピコ＝デラ＝ミランドラを『人間の尊厳について』の著者と紹介しています。その主張は、人間は他の動物と異なっていて、あらかじめ限定された本性が定められているものではない。人間は自分の自由意志に従って、自分の本性を決定すべきであり、「下位のものである獣へと退化することもできるだろうし、また上位のものどもでもある神的なものへと、おまへの決心によって生まれ変わることもできるだろう」と。ここから、自律的人間の尊厳や自由な主体としての実存という考え方を、15世紀の時点で先取りしたかのように読み取り、新しいタイプの人間像が明確に表明されていると教科書には記述され(=教科書的真理)ています。しかし、ピコに対するこの評価はあくまでも彼の光の部分であり、彼自身はユダヤ教神秘主義のカバラをキリスト教の神学に応用した自然派魔術師であるという面を色濃くもっています。つまり、教科書は、ある思想家の思想の一面を切り取りそれを「真理」として記述しているが、その思想家の実態はそれとは異なった面をも合わせもっていることがあるといえます。

教科書に記述されている内容が、ある思想家の一面しかとらえていないということは、紙面の都合からありうることで、その点については教師自身が勉強して、教科書の足りない点を補足すればよいのです。「倫理」を教える上でより本質的な困難性をもっと別な点にあるように思います。その点について、プラトンの思想を例に考えて見たいと思います。

プラトンの思想の中心はイデア説にあります。我々が生活している現実の世界は、絶えず変化し移り変わる不完全なもの集まった世界であります。この世界とは別に、永遠に変わることのない完全なもの、永遠不滅なもの集まったイデアの世界が存在するとプラトンは考えます。典型的な二世界説であり、イデアの世界を實在として、イデアは理性によって把握できると考えています。さて、ここであげた永遠不滅、イデア、實在、理性といった言葉は何を意味しているのでしょうか。こうした形而上学的な概念を一つ一つ解き明かし、プラトンの考え方を事実として教えることで「倫理」

教育の使命は果たされるのでしょうか。私はそれだけでは生徒の興味や関心を引きつけることは出来ないのではないかと考えます。つまり、なぜプラトンはこのような思想を展開したのだろうか、その時代的背景と限界はどこにあるのだろうか。また、理論的な問題点はどこにあるのだろうか。そしてこの点を明らかにするためには、教える側の理論的な立脚点を明確にもっていなければならないのです。この点が「倫理」の教師に課せられた大きなそして難しい課題であると言えます。

もう一つの大きな問題は、信仰の壁という問題です。私はある時、キリスト教の思想の授業の中で次のような話をしました。旧約聖書「イザヤ書」中の「苦難の僕」に下された苦難は、彼に理不尽に下されたものではなく、贖罪的な意図のもとに下されたもので、旧約聖書中にみられる贖罪思想であると。この考えに対して、贖罪の思想は十字架上で死を遂げたイエスのみに当てはまるものであると、一人の生徒から抗議を受けて10分位授業が停滞しました。関根清三氏は「倫理の探求 聖書からのアプローチ」(中公新書)の中で、モーゼの十戒の意義を次のような主旨にまとめています。エジプトにおける奴隷状態から神の恩寵によって解放されイスラエルの民は、神の存在を知り神の愛を知った。その神の愛に応えてイスラエルの民は倫理的な悪をなし得なくなった。ここにヘブライ的な倫理の一番の根源があると。信仰心に欠ける私にはとうていそうした解釈にはたどり着けません。

私は形而上学的問題の意義を否定するものではありません。人間の集団が平和で安定した秩序を維持してゆくためには何らかの形而上学・「共同幻想」が必要であると考えています。しかし、それと同時に「共同幻想」の立場を離れて思考を深化する必要もあると考えています。この乖離した二つの視点から倫理を考えなければならない点に倫理を教える根源的な難しさがあるのではないのでしょうか。

研究報告・研究論文

私の未来、社会の未来を考える －年金教室を取り入れた授業－

東京都立八潮高等学校 宮崎 猛

公民科では、公的年金制度などの社会保障制度のしくみやその課題についての学習指導を行っている。多くの生徒は高校卒業2年後に公的年金へ加入が求められる。しかし、現実には未加入者となってしまう若者も少なくない。私自身、年金制度のしくみや生徒の間近に迫っている保険料の納入について、これまでリアリティをもって指導することができなかったという反省があった。

そこで、社会保険庁が広報活動として行っている「年金教室」を取り入れ、机上の知識となりがちだった社会保険制度の学習を、より身近なものとなるような試みが行えないかと考えた。また、公的年金への加入を促すという立場に留まることなく、現在の年金制度の課題やあるべき福祉社会を自らの問題として捉えさせることで、社会の在り方や自分の生き方を考察させるという公民科の最終目標に迫ることができるのではないかと考えた。

授業の構成と授業の実際

授業は3時間扱いとし、メインに年金広報専門員による「年金教室」を据え、その前後に事前・事後学習を取り入れた。授業はクラスごと（全6クラス）に行った。

事前学習 1 時限目

事前学習では教科書を使い、ワークシートで社会保障制度全般に関する基礎的事項を整理した。

年金教室 2 時限目

年金教室（社会保険事務局に「年金教室」を依頼）

公立高校を退職した72歳の年金広報専門員が授業を担当。授業は冒頭、年金制度に関する10分程度のビデオを鑑賞。その後、10枚近い模造紙を用いて、少子高齢化社会の現実、年金のしくみ、世代間扶養の理念、各種猶予制度などについて概説。そこでは、高齢者の生活が年金によってどのように支えられているかについて、広報員自身の現在の生活の様子がユーモアを交えて紹介された。最後に年金Q&Aが行われ、基礎的知識・事項の確認が行われた。質問の時間では生徒から「海外に留学した場合にはどうなるのか」などの質問が出された。

事後学習 3 時限目

はじめに「年金教室」や事前学習を踏まえ、以下のテーマでグループごとに話し合いを行わせた。ついで公的年金制度の現在考えられている改革案について補足説明を行った。最後にアンケートをとって終了した。

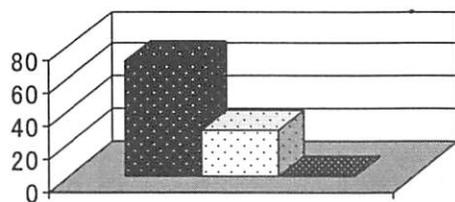
- 1 年金制度の課題は何か？
- 2 どのような年金制度や福祉社会が求められるか
- 3 信頼できる制度の確立にはなにが必要か

1について、生徒からは、「少子高齢化」「年金の無駄遣い」「制度がわかりにくい」などの課題が出された。次に、それらの課題を解消するための改善策としてどのようなことが考えられるかを話し合わせた。生徒からは「子どもの数を増やすために年金の積み立ての一部を使う」「議員年金をなくす」「政府や政治家を信用できるようにする」「年金制度はないと困るから、なくすべきではない」などの意見が出された。

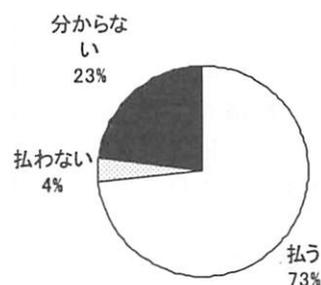
授業の成果と課題

授業後のアンケート

1 この授業の前に「年金」について



■ 言葉だけ	70.2
□ 知っている	28.5
■ 知らない	0.9



2 授業を受けて、自分は20歳になったら、年金を払おうと思うか。

選んだ理由（複数記述のあった代表的なもの）

自分のとっての利益について述べているもの

- ・ 高齢になって、収入がなくなって、周りの人に迷惑をかけたり、自分が困らないようにしたい。
- ・ 払わないと事故にあった時などに困ると思うから
- ・ 将来楽しく過ごしたいから。

制度への理解について述べているもの

- ・ やっぱり国民の義務だし、社会の仕組み上払わなければいけない。この制度を壊すわけにはいかない。
- ・ 義務でもあるし、「もしも」のことを考えるなら他の老後の保険よりも信用性が高いと思うから
- ・ 払わないことで困る人がでるから。自分の祖父母も受給者だから。

制度や政府への不信について述べているもの

- ・ いろいろ制度が変わっていきそうだし、理解しきれてないから
- ・ 40年間払ったとしても、65歳になってからお金をもらうことができるのかと思うから
- ・ TVとかであまりよく年金について、いいことを言ってないから

まとめ

① 年金を取り上げる授業の重要性

授業以前には多くの生徒が「言葉だけしか知らなかった」と答えている。また、年金に関する授業を受けてよかったと回答した生徒は9割に達した。こうしたことから公民科等の教科指導における年金の授業の重要性が改めて確認された。

② 年金制度のしくみや理念に対する理解の促進

授業後には多くの生徒が年金の保険料を納入すると回答。その理由には「理念」や「義務」に対する理解が多数あげられた。一方、2割くらいの生徒は保険料を納入するかどうか「わからない」と回答。「わからない」等の理由に、制度や政府への不満もみられた。若年層を裏切らない施策が強く求められるところである。

④ 「年金教室」の有効性

「年金教室」では、生徒は最初に広報専門員（72歳）の「元気さ」に驚いた様子だった。広報専門員からは、若い頃に両親に仕送りをしていたものが、現在では子どもから仕送りを受けることもなく、孫に年金の一部から「お年玉」などのお祝いを渡すことができている、とった話があり、特に、生徒が熱心に聞いていたのは、6割以上の高齢者世帯が年金収入のみで生活しているという現実であった。「年金教室」を取り入れることによって、普段の授業の趣向を変えることができるとともに、年金の必要性を身近で具体的なものとして捉えさせることができた。

③ 社会のあり方を主体者として考えさせる

「年金」から社会の在り方を考察させることについては、その一端は行えたが、時間的な問題もあり十分ではなかった。他の学習項目を含めた系統的なカリキュラムの中で実施する必要がある。

高校「倫理」における日本思想を扱った学習指導の研究

文京学院大学 小泉 博明

1. 本研究の目的

現代において、国際人としての自覚を持つには、外来の思想や文化の理解だけではなく、日本の伝統的な思想や文化の学習が必要であり、情報化社会の進展のなかでも、海外へ「日本の伝統的な思想や文化」をどのように発信していくかも重要となっているのではないだろうか。

現行の高等学校学習指導要領では、公民科は「現代社会」を2単位履修するか、「倫理」2単位と「政治・経済」2単位の併せて4単位を履修するかのどちらかを選択することになっている。旧課程においても、日本思想が十分に履修されなかったという反省もあるようだが、公民科「現代社会」だけの履修であるならば、高等学校で、まったく日本の思想や思想家、日本人の死生観、人間観などについて学習しないで卒業することにもなりかねない。このような現状が続くならば、高校生が日本思想を学習する機会を喪失するという危機的な状況は避けられない。平成15年度の「高等学校教育課程実施調査（倫理）」の中間報告の質問紙調査の結果では、「外来思想の受容と日本の伝統文化」の学習項目について、「好きだった」よりも「きらいだった」の回答が顕著に高くなっている。また、「よく分からなかった」の項目の中にも含まれている。これは、学校が週5日制となり、「総合的な学習の時間」、「情報科」の新設などというカリキュラム上の問題だけではなく、さらには大学入試科目の有無などという教育現場を取り巻く背景や、新規教員採用における「倫理」を専門とする教員の減少などの要因も絡まっている。現実に伝統ある「全倫研」（全国高等学校「倫理」「現代社会」研究会）もなくなり、「全公研」（全国公民科・社会科教育研究会）となった。しかし、ただ単に現状を嘆き批判し、傍観者の立場で見過ごすだけでは、何ら問題の解決にはならない。いま、ここにいる子どもたちが「日本の伝統的な思想や文化」を学び、日本人の生き方や在り方、さらには日本人の精神を学ぶことにより、日本人としての自覚をもち、自らの生き方や在り方をつくりあげるように、少しでも前進させなければならない。

さて「日本思想テーマ研究会」においては、このような状況を踏まえ「日本の伝統的な思想や文化」の学習事例を多様な切り口から、場合によっては現行の教科書に記載されていない思想家も発掘し取り上げながら、教材開発を試みた。また、中学校「道徳」4-(9)の項目にあたる「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。」との関係も視野に入れた内容を目指している。

2. 研究の概要

ここに授業実践事例を提示した研究報告書『高等学校「倫理」における日本思想を扱った学習指導の研究』（財団法人上廣倫理財団 2005年11月）を作成した。その内容は「日本思想からみた企業の社会的責任(CSR)－渋沢栄一『道徳経済合一説』を事例として」（魚山秀介）、「女性と仏教－仏教における男女観」（小泉博明）、「源信・慶滋保胤の往生思想と死生観」（倉橋真司）、「菅原道真をめぐる思想と信仰」（倉橋真司）、「徳一」の思想について－東北からの問題提起」（大塚啓一郎）、「江戸時代の独創的な思想家－安藤昌益」（村野光則）、「禅と悟り－鈴木大拙をとおして」（本間恒男）、「茶の湯から日本文化をみる－岡倉天心と『茶の本』をてがかりに」（本間恒男）の8テーマである。

ここでは、拙論の「女性と仏教－仏教における男女観」について説明する。これは、「都倫研」（東京都公民科「倫理」「現代社会」研究会）の公開授業で実施した内容でもある。日本思想においても、学習指導要領に則り「単に客観的な見方」だけではなく、「自己の課題と結びつけて考えさせる」ための適切な指導計画が図らなければならない。例えば、日本の仏教は、聖徳太子から鎌倉仏教（親鸞・道元・日蓮）を展開した代表的な先哲の思想内容にとどまり、現代的な課題と必ずしも結びついた内容となっていない。外来思想であった仏教が、日本に受容され、日本文化にとけ込み、その後の日本文化の形成に大きな影響を与え、今なお日本の伝統文化に生かされていることに気付かせたい。それは、日常会話で使われる「縁起がいい」「精進する」「うそも方便」などが本来は仏教の用語であり、日常生活における「お彼岸」「お盆」などの年中行事や、能楽、茶道、華道、落語などの芸道も仏教の影響を深く受けているのである。

ブッダは、すべての人間は悟りを開き苦から脱することができるとする平等主義を説いた。大乘仏

教になると「一切衆生悉有仏性」となり、さらには人間だけではなく山川草木までも仏性があるという天台本覚思想へと発展していく。しかし、すべての人を平等に救済する仏教に、女性に対する性差別が生まれてきた。それが「女人五障説」であり、女子三従説と合わされた「五障三従説」である。

しかも女性は子どもが生まれなければ石女地獄へ、子どもを生んでも血の池地獄へ墜ちる。まさに、

斎藤茂吉『赤光』の「地獄極楽図」にある「赤き池にひとりぼつちの眞裸まはだかのをんな亡者の泣きゐるところ」が、血の池地獄の光景である。そこで、『法華経』では、女性の救済するために、女性のままで成仏できないので、女性が男性に変ずる「変成男子へんじょうなんし」を説いている。

このように女性が救済されなくなった歴史的背景や、仏教の身体観を学び、さらに鎌倉仏教の祖師が、女人救済をどのように考えたかを検討する必要がある。現代の男女共同参画社会における理念を踏まえ、仏教が現代的な課題にどのように取り組み、どのように解決すべきかを考える契機としたい。なお「日本思想テーマ研究会」としては、より充実した内容を目指した報告集第2号に向けて、ただいま準備中である。

ソクラテスの死

海野省治

少し長い前置き

都倫研の研究部長佐良土先生から合同分科会へのお誘いがあった。合同会開催の趣旨も意味があるし、私自身の息抜きにもなることと思ひ、年甲斐もなく発表を引き受けた次第。テーマは古典をとということだったので、ソクラテスとした。

8月下旬の合同分科会で、発表の予定であった。しかし発表予定者のそれぞれが持ち寄った話題をめぐっての意見交換に花が咲き、私まで発表が回ってこなかったので、12月に再度挑戦となった。

本題に入る前に、少し、意見交換が活発であったことに触れたい。2回の会合を経て思うことは、この様な都倫研の会合で、久しぶりに濃密な意見交換ができたような気がする。現在の分科会は分からないが、例会では若干名の方が発言ないしは質問をして、終りになることが多い。私が出ていた頃の分科会でも、今回のようには、意見が飛び交うようではなかったと思う。最近になって、のこのこ出て行って、意見交換の活潑さに驚いている浦島太郎かも知れないが、ともかく、時間が幾らあっても話の種は尽きないほどであったことは確かだ。

意見交換の中の話題も又バラエティに富み、高度な思想の話から、「私はどう生きる？」そして下界の卑近な話題、「今学校は」迄。多様な話題と、多角的な検討、究明、対応策の模索が展開されたのだから参加者は満足せずにはおれない状況だったと思う。2回にわたる合同分科会でのそれぞれの発表者が、それぞれ最善の話題を提供してくれたことも会の面白さを増したことは確かである。

プラトンの対話ではないが、話に加わり、発言をし、人の意見を聞いて自分の内容の不完全さを自覚する。更に対話を進めれば意見を交換し合う者は皆より深い思索の世界へと突き進んで行く。心が満ち足りる。こうしたことは、丁々発止と渡り合う会議などでも到達できる境地である。勝ち負けの次元を離れて快感が身体を駆け抜ける。学校の職員会議でもしかり。でも、最近はどうなのであろうか。

夏が時間切れであったので、12月に再度挑戦したわけだが、特にその間に内容を充実させようとは思わずに、基本は夏のままで発表に至った。以下は、発表のレジメを参考にしながら、発表内容を整理・補足してみたものである。

1 現代の倫理的課題とソクラテス

「倫理」になったときからだったか、思想史学習から、課題学習へと大きな指導法の転換がなされた。「倫理社会」時代からの教員は、皆、とまどいを隠せなかったと理解している。かつては思想の流れを追って編集されていた教科書も、課題に即して編集されるようになった。課題に即して指導するのが現在は普通の形であろう。そこで私も発表に当たり、改めてソクラテスと関係する課題を考えてみた。

- 1 民主政治の危うさ・・・民主政治を支える私たちの思慮のレベル
- 2 政治参加の意味・・・参加と責任
- 3 国家・法と国民の関係・・・規範意識や法に従うこと
- 4 「知ること」の大切さ・・・良く知れば善く行う
- 5 徹すること・・・こだわりの必要性
- 6 生と死・・・非凡な人の死に方
- 7 対話や説得の仕方・・・言葉で戦うことの限界
- 8 美しく生きること・・・善く、正しく生きること 等

こうして課題をならべてみると、ソクラテスと結びつけることが出来る現代の倫理的な課題が多いことが分かる。授業では課題からソクラテスの主張を切り取ることが

基本型であろう。ここでは、思想から課題へという流れで、発表の展開をしたので、今日もこの流れで書き進める。

2 「アンティゴネー」

以下の囲みは、当日配布の資料の一部である。これを参考にしながら、整理を進めていく。

神話、自然哲学、3大哲学者、ヘレニズム哲学
・ギリシア悲劇に見る人間観、生死観、罪悪観
ex, ソフォクレス「オイデプス」父殺し、無知と既知、予言
「アンティゴネー」兄弟の死に対する平等な扱い・法と心情（私法と公法）
他に「エレクトラ」 母親殺し・父の復讐、後悔
アイスキュロス「アガメムノン」（オレスティア三部作）悲劇の始まり 不倫
* 登場人物関係を読み解くのも面白い

発表ではギリシア思想全般の話は省略して、ソクラテスとの対比もかねて、ソクラテス以前のギリシア人の考え方を特に、ギリシア悲劇に見た。ソクラテスは、ご存じのように、国法との対話を通して、自分が、脱獄はしないことを宣言し、死刑の執行に従った。このくだりに触れると、私はどうしてもギリシア悲劇の「アンティゴネー」に触れたいくなる。

ところで、〈特集・下流社会ショック〉が組まれている雑誌のVoice（3月号・株式会社 PHP 研究所）を見ていたら、「『皇室典範』改正の必要はない」という評論家・拓殖大学教授の遠藤浩一氏の論文が目についた。その中で遠藤氏は、「ギリシア悲劇『アンティゴネー』（ソポクレス）は、『神々の掟』と『国の掟』の葛藤という優れて今日的な課題を扱った戯曲である。」(p172)と述べている。そこから氏は、皇室をめぐる最近の話題に触れ、憲法や国民感情を前提として「神々の掟」を歪めてはならないという主張を展開していく。論の展開はここでの話題ではないので触れないが、関心を持って読んだ。

アンティゴネーは、王位を争い共に死した二人の兄の内、反逆者との烙印を押され、王のお布令により葬ることを禁じられた兄ポリュネイケスを「国の掟を犯してまでも」^①手厚く葬ろうとする。「神さま方がお定め掟」^②を、「人間の身で破り捨ててすることが出来よう」^③かという(①、②、③は「アンティゴネー」岩波文庫より)。ここでいう神の定めた掟というのは、人としてなすべき行為、人の道と言換えてもよいものだと考える。人の心を持つ身としてアンティゴネーは結果としていかなる事態が生じようとも、血を分けた身内の遺体を野ざらしにはできないという判断をしている。血を分けた者への極めて強い自然の、人間としての情が死者を平等に扱い、埋葬しようということを決意させる。そのことは王が反逆者と決めつけ、埋葬を禁じるお布令(法)を無視することである。そうした判断を確信を持つてすることはまだ法というものが説得力を持ってはいない、成熟していないことを、まだ法が市民権を得ていないということを強く示唆している。

ついでながら遠藤氏は、先に挙げた論文の中で、「神の掟」の絶対優位性を述べている。「アンティゴネー」を読むとそうした趣旨で述べられている部分がある。だからといって、遠藤氏が、21世紀の今日に至るまで、「神の掟」は人為的な法に優先するのだと主張するのはいかなるものであろうか。アンティゴネーにおける神の掟と人為の法の対立の図式は、やがて、「正義の神」による和解へと進むのであるから（「オレスティア三部作」）。そうした和解こそが人間の知恵というものだと考える。

ギリシア人には、人間の自然の情を尊重する規範(神の掟とっていいだろう)から、ポリス社会で人が生きていくための共通の規範としての国法、それを制定し、それに従うことがポリス社会で市民が生きるための知恵であるという認識へと進化してい

く過程があったはずである。法の不備を改善する方策は、人間が知恵を駆使して講じてきたはずである。

こうしたギリシア人の国法に対する捉え方の違いや国法を優先するか否かについての考え方をアンティゴネーとソクラテスに見るのは現代を生きる我々にとっても意味のあることだ。

3 ソクラテス

- ・資料購読としての「弁明」「クリトン」・・・内容充実と、読みやすさ（対話）、そして短編 *クセノフォンの「思い出」は、聞き語り
- ・ギリシア アテネの訴訟風景・・・アテネの民主政治の展開 *ソクラテスの場合の裁判・・・訴状
- ・善く生きることの意味
善く生きる姿勢を定めること・・・善く生きていくこと。善く考えること
- と
善く生きるための知恵の動員、識者の意見・素人の意見
善く生きることの徹底・・・国法への意識・態度
善く生きるための死・・・我が子の育児は？
善く、美しく（立派に）、正しく
* 「諸君に従うよりはむしろ神（正義）に従う。・・・決して哲学することをやめない」（弁17）・・・哲学すること
- る
・市民と国家、国法、法の執行者などの関係 同意・意見・行動

ソクラテスを扱う際には、原典資料も利用するのはごく普通の展開であろう。例え現代の課題から進め、ソクラテスの思想をを引き合いに出すとしてもソクラテスに関する原典資料が有効な指導材料であることは間違いない。必要にして十分な量を何らかの形で提供して、生徒と共に購読し、理解を深める。「ソクラテスの弁明」や「クリトン」は、格好の材料である。生徒全員に購入させてもよい。なお、合同分科会での発表に際しては、周知の原典資料であるから資料配付は省略した。

ソクラテスの死にスポットを当てて見た場合、私が関心を持つソクラテスの生き方、行動の仕方は

- 1 善く考えた上で、これが最善だと判断した行為に関しては、それに徹するということ
- 2 日々の営みの中での法に対する姿勢、捉え方の2点である。

第1点の熟慮に基づく行動については、一般論としては我々教員にあっても日々の職務の中で、学び、考え、行動すべきことである。熟慮ではなく、熟慮がポイントであるが、実際には、熟慮の結果として、ごく普通の行動形態が生じることが多いのも事実である。ソクラテスも熟慮した。そこで出した結論のように、自らの死を覚悟してまで、自己の決定に従うという行動の仕方はだれでもまねが出来るわけではない。生の徹底するところに死が待ち受けていてもそれを恐れぬ堅固な思想の現われに他ならない。

人間は単独者として生きるのではないから、何らかのしがらみは常に存在し、消えることがない。それらを考慮の材料として、熟慮の結果を出す。そこに生じた結論としての行動は、各自の判断である故に尊重されねばならないものとなる。「あなたはこれでいくのですね」「はいそうです」と言えれば良い。自己の決定に対して後悔が生じるとすれば、それは熟慮の結果ではないからだ。生徒と共に生き方に関わる具体的な課題を用いてこの熟慮作業をしてみるとよい。実際には、文字通り多角的に、しかもことの軽重を分別し、全てを見すえた上で判断を下す過程を共に追い掛けてみた

らどうだろうか。最終的には自分はどれでいくかを判断させればよい。ソクラテスは果たして後悔をしなかったか。この様なことも生徒には問うてみたら面白い。どのような回答が出てくるであろうか。

生き方の問題というのは、常に選択が迫られる。だからといって、自分の選択が「人類の選択」につながるなどと思うことはまずほとんどなかろう。サルトルのアンガジュマンのように、責任まで含めて考えることは難しいのではなかろうか。ソクラテスにしても自分の最終的な行為の選択を他人もなすべしだといった主張はない。他人がいうからではなく、他の力が働くからではなく、自分の判断、意志的行為を何より大切にしようという姿勢は、尊重されねばならないと考える。主体性の問題である。

第2の国法と市民との関係は、民主政治との関係も含めて考えてみたい。

市民500人を集めての裁判、現代とは異なるわけだから単純な比較は出来ないにしても、アテネで、民主政治が行われていたからこそ、こうした制度があったわけだ。裁判官であることを自覚していない市民が多かったことは、「弁明」を読むと分かる。いつの時代も、民主政治はそれを支える市民、国民の賢明さにかかるという限界がある。

最近の日本の政治状況を見ても正常値の範囲を超えていると私は見ている。日本の国民が、賢明さを忘れたか、そもそもなかったなどとは思わないが、主権者たる国民であることを忘れてしまっていると思いたくなる。大衆迎合主義に躍らされていることに気がついていない。そうした現状を作り出しているのはマスコミュニケーションであることは明白であるが、それを喜んで受けている私達の現在こそが問題だ。マスコミがまだ力を得てはいなかったソクラテスの時代においても、既に裁判にかけられれば、ソクラテスは、有罪になることは不可避であるとの風評があったはずだ。ソクラテスに反感を持つ言葉巧みなデマゴグ達の活躍が、ソクラテスを追い込んだことは確かなことである。

一方で民主主義の厳しさを、市民たるアテナイ人は知っていたはずである。民主政治における「参加と責任」（「丘の上の民主制」橋場弦）を自覚していた市民でさえも、ソクラテスの裁判で、誤った判断をした。自覚を行動として示す(知行合一)べきであるということは、無理な注文なのかも知れない。しかし、だからこそ彼は国法の尊重、いや重視を身体で示そうとした。挑発的でごう慢ともとられた彼の裁判での弁明は、反感を買いこそしたものの、ソクラテスが言わんとすることの意味を理解出来た人は小数だった。「死の演習」という言葉をどこかで聞いた気がするが、ソクラテスの法廷での一連の発言は、市民に覚醒を迫ったものである。煽動者と、動かされる人々、そして動かされた人々の行為でもたらされる結果、これらの関係を浮かべながら、ソクラテスを材料として民主政治を考えさせてはどうか。

もうひとつ、国法に対する市民としての態度を語る部分では、1 異議申し立て権 2 他国を選択する自由 3 それらをせざるに居住を続けることは国法の是認と見なす という考え方に、当時の市民が取るべき国法への理想の態度を見ることが出来る。ギリシア悲劇の「アンティゴネー」の場合と比較して、ソクラテスにおける国法の捉え方を見れば、ギリシア人の国法についての見方が進化してきている。今日の生徒が規範を捉え直す材料としたらどうか。

4 「倫理」を教える者として

私は自己の生き方の拠り所、自己の生き方の正当性の根拠となる核が自分にあって欲しいと思う。大学でギリシア思想に触れ、教員として働くようになって、ソクラテスの思想が自分の意志決定の一部に組み込まれていることに気づいた。それでいいとの思いは弱まることはなかった。そして今、教員としての時代を振り返って、自分自身としては悔いは少ない。ソクラテスの影に少しは入ることが出来たと考えている。ついでながら、売れっ子とか売れ老人の養老孟司氏の「無思想の発見」(ちくま新書)を読んでいたら、日本人が無思想の思想状態であることを話す中で、「私が尊敬す

るソクラテスの話」(P.96)が出ていて、「ソクラテスには『思想がある』から死を選んだ」(同前)と人間が思想を持つことの困難さを述べているのが面白い。難しくても核は持ちたいものである。

倫理を教える者が、課題に対して自己の意見を待たずにいることは不可能である。又、自己の意見を指導内容の中に、含めないことも不可能である。かといって勿論、生徒を扇動したり、押しつけとなったり、異なる見解を受容しないなどの姿勢があってはならない。教師にとって客観性などは、元来無理だと思う。生徒一人一人が生きる上でよりふさわしい自己の考え方や行動の根拠を構築するように導くのが倫理の教師の役割だ。熟慮させる力をつけ、より賢明な市民を、国民を育成することが私たち公民科教師の使命ではなかろうか。こんな話にまで来てしまった。ご意見をお聞かせ頂ければ幸である。

- * 参考 「ソクラテスの弁明・クリトン」 岩波文庫
「アンティゴネー」 岩波文庫
「オレスティエア三部作」 アイスキュロス 岩波文庫他
「丘の上の民主制」 橋場 弦 東大出版会 1997 2800円
「ソクラテスの死」 加来彰俊 岩波書店 04.3.25 2400円＋税
「VOICE」 3月号 株式会社 PHP 研究所
「無思想の思想」 養老孟司 ちくま新書

プラトンとアリストテレスをどう教えるか

東京都立産業技術高等専門学校
和田倫明

1. はじめに

特別分科会「人と思想」シリーズで、海野先生のソクラテスの後に私がプラトンとアリストテレスを話すというのは、畏れ多いどころの話ではありませんでした。細谷先生が事務局長、海野先生が局長だったときに、教員になったばかりの私に声をかけていただいたおかげで、何とか私も今日までやってこられたのです。だから、その恩義ある大先輩、しかも同じギリシアを専門とした先生と同じ席で、私がこんな授業をやっています、というのは、いささか気の引けることでした。だから、ちょっと肩肘を張っていたかもしれません。

だからこの小論では、そのときの緊張を離れて、方の力を抜いて、ありのままの授業の様子を伝えられるように書いてみようと思います。

2. プラトン

プラトンの目からみたソクラテスを学んだ後で、私たちはプラトンそのものの思想を、プラトンの著作にあらわれるソクラテスの言葉を通じて学ぶこととなります。プラトンの描くソクラテスが、真のソクラテス像を伝えているのか、あるいはソクラテスによって語られる言葉が真のプラトンの思想を伝えているのか、突き詰めていけば分からないところもあります。でも、私たちはおおむね通説にもとづくこの仕分けを受け入れて、話しています。

そのような仕分けにもとづくならば、教科書で取り上げられるプラトン思想の要点、すなわち「イデア論」と「哲人国家」は、ソクラテス思想からの流れでとらえやすいといえるでしょう。

まず「イデア論」ですが、それはこういうことです。ソクラテスは、ただ生きるのではなく、よく生きることが肝心だ、と言いますね。しかしまた、彼は「無知の知」を持っているので、「よさとは何か」知らないはずで、善とは何か、美とは何か、ソクラテスも（もちろん、私たちも）知らないのに、なぜ善く生きようとしたり、美しさがわかったりするのだろうか。

それは、私たちの魂＝精神 *psyche* が、本来、善とは何か、美とは何か、知っているからだ、という。なぜなら、私たちの魂＝精神は、もともとイデアの世界からやってきたもので、イデアの世界には美のイデアや善のイデア、その他もろもろのイデアがあるからという。しかし現象界では、肉体の牢獄にとらえられ、善や美や正義のいわばフルバージョンを手に入れることはかなわない。しかし、それでもひとつひとつのモノゴトに宿る善や美や正義の気配を察することはできる。私たちが「美しい！」と感じているのは、「ああそこに美のイデアが、美そのものが、何か潜んでいるようだ、あれを見て（聴いて、感じて、などなど）いると、美のイデアを思いだしそうだ・・・ああ！でも！思い出しそうなのに思い出せない！あそこにあるのは分かっているのに！」と身もだえしていることなのだ、とでも表現すれば、想起とか思慕とか郷愁といったコトバのイメージがとらえられやすいでしょう。まさにエロティックな気分です。

次に、「哲人国家」です。ソクラテスは、民主制のアテネを愛し、その愛するアテネに殺されてしまった。ソクラテスを殺さない国家とは、どのような国家なのだろうか。その姿を、プラトンは魂＝精神の三部分と四元徳になぞらえて説明します。ここで指摘したいのは、プラトンの国家がすでに民主制ではない、ということだけではありません。裏返すことによって、民主制のあり方が見えてくることです。支配者が知恵を、兵士が勇気を、庶民が節制を持てば、正義の国家が成り立つ。この説明は、民主制にも適用できます。というのは、民主制とはこの三つの階層が分かれていない、つまり一人一人が同時に支配者であり兵士であり庶民であるような仕組みだからです。民主制の国家においては、国民は政治の場では知恵を、防衛の場では勇気を、日々の暮らしでは節制を發揮しなければならないのです。民主制に誇りや自負を持つならば、それは多くの国民に共有される心がけであったでしょう。しかし、政治なんて面倒くさい、やりたいヤツにやらせておけばいいさ、戦争なんて行ってたまるか、奴隷に手伝わせておけ、俺たちはたっぶりの金とヒマを楽しむだけだ。ローマの哲学を扱う機会もないので、ここで「パンと見世物」なんてコトバを紹介してもよいかもしれません。いつかのどこかの

国の姿が連想されることでしょう。

プラトンは、民主国家のなれの果ての姿を描き出しています。『国家』第八巻などは絶好の教材になります。「なぜ大昔の、遠い外国の話なんかやるのさ？」という問いへの答えはここにあります。倫理授業の最初にそのダイジェストを読ませて、「これはいつ、どこの、どんなヒトが書いたものか推理せよ」と言うと、ほとんどの生徒は現代の日本か先進国の、評論家かジャーナリストだと思ふようです。

そして、「哲人国家」のための教育システムは、教育が個人の自己実現を目指すものであるか、社会改良のためのエリート選別の機構となるのかは、じつは単に見る角度の違いに過ぎないのかもしれない、ということにも気づかされるでしょう。最後の問いはこれです。哲人王とは誰をイメージしているのだろう・・・。

3. アリストテレス

私の卒論は『ニコマコス倫理学』でした。ギリシアならニコマコス、と決められていたからでした。アリストテレスはあまり人気のあるテーマではありませんでしたが、取り組んでみたら、私は内心、プラトンよりは分かりやすいのでほっとした記憶があります。ギリシア思想では俗に「プラトンは面白いが、アリストテレスは面白くない」というようなことを言っていたように思います。でも、それは当たり前でした。プラトンは文学で、アリストテレスは論文なのですから。

アリストテレスをプラトンの後に学ぶと、どうしても「プラトンでなんとなく宙ぶらりんになった気分を、アリストテレスで落ち着くところに落ち着かせた」ような感じにまとめてしまっていないでしょうか。「イデア論」は「証明不可能な前提から始める理論はそもそも理論に値しない」という今の常識に反しているのです。生徒の腑には落ちていません。理想国家も、どうしても「理想」国家としてしか受け止められていないでしょう。「イデア論」に対置して「エイドスとヒュレー」を、「哲人国家」に対置して「まあ無難だから民主制にしとけ」を提示すると、生徒には分かりやすいですから、私もそういう展開にしますが、しかしこれではせっかくのプラトンが霞んでしまいます。だから、イデア論をこき下ろしておきながら放置したかのように、イデアと似たような単語であるエイドスをぶつけたり、哲人国家が理想であることを認めながら「民主制にしとけ」ともってきたりするやり方や、民主制アテネのプラトンが王制を、王国マケドニアのアリストテレスが民主制を選ぶあたりに皮肉なりアリティを指摘してはどうでしょう。また、アリストテレスの膨大な著作が、おそらくはリュケイオンの共同研究やデータ収集の賜物であったかもしれないと指摘して、今日の教育研究機関の原型を想像させるのも意義があるのではないのでしょうか。

4. 終わりに

つづくヘレニズムも、思い切ってポーダレス時代の時流に合った思想として料理してしまうのも、私は悪くないと思います。アレクサンドロスによって強引にポーダーを崩壊させられ、急速に国際化を迫られた人々の生き方を支える考え方とは何か。混乱する世の中がイヤなら身を引いて瞑想したり趣味に生きたりしようとするなら、エピクロスを呼んでみてはどうでしょう。身体健康と精神の平安を求めた彼らを、「癒し」という言葉に重ね合わせてみるとどうでしょう。一方、その混乱に立ち向かうなら悟りを開かないといけません。ストイックな精神こそ、向かい風を押し切っていく勢いのある生き方には必要でしょう、というように。

私のギリシア思想の授業の雰囲気伝わったのでしょうか。だんだん、思い切りのよい授業になってきたのは、失敗や間違いをあまり気にしなくなったからでしょう。今の勤務先では残念ながら哲学や倫理の道に進むものはいないと思いますが（まれに相談された場合は、流体力学が分かる哲学者よりは、ソクラテスが好きなエンジニアになってほしい、そのほうがなんぼか世のためにもなるし、食ってもいけるぞ、と説得するわけですが）、もしそういう生徒がいたとして、自ら学ぶうちに「何だ、和田のヤツ、いい加減なこと言って」とほくそえまれたなら、それが本望であるといいたいところです。

彦

1. はじめに －「総合学習世代」一期生の卒業にあたって－

平成15(2003)年度より、文部科学省の定める「学習指導要領」が改訂され、小中学校でいち早く導入されていた「総合的学習の時間」が高等学校においても3単位の必修科目として教育課程の中に組み込まれることになった。本年度は高等学校における「総合学習世代」一期生が卒業を迎えることになった。

東京都の各校の様子を調査した結果、「総合的学習の時間」の学年配置については、おおまかに次の4パターンに分けられると判明した。¹⁾

①「1年1単位、2年1単位、3年1単位」の均等配置、②「1年1単位、2年または3年で2単位」の予備的段階+本格段階という分割配置、③専門高校等の「課題研究」による読み替え措置、④その他の配置という4つである。

その中で筆者の勤務校では、上記④の特殊な配置をおこなった。具体的には「3年で3単位まとめ取り」という配置である。²⁾

したがって本稿では、全都いや全国でも珍しい形である「まとめ取り型」による総合的学習の初年度の実態を報告したい。そして、その中で地理歴史・公民科がどのように貢献でき得るのかについて、その試みについて紹介したいと考える。

2. 「総合」の評価

筆者の調査によれば³⁾、高等学校における「総合学習世代」一期生は、既に義務教育学校での「総合」を経験してきている。テーマ学習、校外訪問、講演受講、進路ガイダンス的なものなど、経験しているジャンルは様々である。高等学校側に関わる例を挙げれば「上級学校訪問」や「推薦入試用自己紹介ポートフォリオ作成」などがあった。特に後者では、推薦入試の面接時に受験生がスケッチブックやクリアーファイルなどを持ち込み「総合学習での学習の成果として、これを紹介してもよろしいでしょうか？」のように依頼されるという事態が筆者の勤務校の各面接会場で続出した。このような実用的側面を持つ教育がなされていることもあってか、義務教育学校での「総合」について、生徒の94%が肯定的評価を与えている。

一方で高等学校での「総合」は、平成15年度導入校の多くから既に苦戦が伝えられた。その第1の理由は義務教育学校での経験があるために新鮮味が失われたこと、第2は高等学校での実践は義務教育段階での実践と比べて外部指導者や外部訪問に頼らずに「自前」での形式をとることが一般的であるため生徒の興味関心を維持するのが難しかったこと、第3は一般的な評定も付けられないことになっているためにホームルームの延長のように扱われてしまったことなどが推測される。このため「総合」の出席率が極端に下がって単位修得が困難となる事例も出て、一部の高等学校では必修の「総合」だけが未履修となって進級が困難となったのは不服だとして裁判沙汰になる事態すらも生まれたという。

このような情報を得た上で平成17年度によりやく開始した筆者の勤務校での「まとめ取り型」の実践では、上記のような深刻な事態を避けるために2つの工夫をおこなった。

第1は、5段階評定の導入である。成績評定がないものと生徒に軽んじられる事態を防ぐために、A・B・C・D・(未認定)という5段階の評定を通知表上には表記することとした。もちろん、生徒指導要録には文章による記述が必要だが、生徒指導上の特別措置ということで教員間の同意を得た。第2は、第3学年に3単位を集中させている特色を生かして一般の選択科目と同様の扱いをすることである。筆者の勤務

校の場合、第3学年では必修科目が5科目しかなく、自由選択枠を大きくしている。そこで、この「総合」も選択科目の一つのような形で募集を実施し、生徒の違和感の除去に努めようとする工夫をおこなった。その結果、筆者の勤務校における「総合」の肯定的評価率は高く⁴⁾、単位不認定者も一人も出ることがなかった。

3. 「総合」に地理歴史・公民科はどのように貢献でき得るのか

高等学校学習指導要領に定める「総合的学習の時間」のねらいは、以下の通りである。

〔1〕. 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。

〔2〕. 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。

(1) 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。

(2) 学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。

以上のねらいのもと、文部科学省は3年間で3単位を学習することをうたっている。

このような特色を持つ「総合」に地理歴史・公民科が貢献できる点は多い。数多くの高等学校で地理歴史・公民科教員が先頭に立って実践している様子が社会科教育関係の学会や研究会であまた報告されている。

我が「都倫研紀要」でも、既に第40集(2002年)で村野光則がグループワーク・トレーニングの導入について論じ、第42集(2004年)で原田健がキャリアガイダンスを含めた「総合」に倫理教員が積極的に関わっていくことを強く提言している。

今回、筆者が自らの実践を踏まえて提言したいのは、「社会の中で生きる力を育成する」のに貢献する地理歴史・公民科的発想の導入である。

もちろん「第3学年で3単位まとめ取り型」という特殊条件もあるが、週3単位という十分な時間が与えられることによって、より深い問題解決・探究活動が可能になるとともに、第3学年という時期にこの講座を実施することによって、自己の在り方生き方と関連させることも容易になると考えられる。また、「自ら課題を見つけ、探究する」という「総合」講座の目標は、それまで2年間にわたって各種の行事・ホームルーム活動・委員会活動・クラブ活動などで養ってきた精神力と学習活動で培ってきた基礎的能力を駆使した3年間の総まとめとして位置づけるのに適していると言えよう。

4. 「社会の中で生きる力を育成する」ためには

筆者の勤務校においては、“大テーマ”として「社会の中で生きる力を育成する」というスローガンを掲げ、この“大テーマ”に基づき、その下部構造として3つの“中テーマ”を設けた。その3つとは、①:「自然科学的探究を通して、生きる力を育成する」、②:「生活・社会科学的探究を通して、生きる力を育成する」、③:「文化・芸術科学的探究を通して、生きる力を育成する」とした。そして、これら“中テーマ”3つに対して、さらに下部構造に位置する“小テーマ”を合計11講座用意し、この中から1つを選択して履修させることとした。

【表1】大・中・小テーマの構造

◎ 大テーマ：「社会の中で生きる力を育成する」		
● 中テーマ ①：	● 中テーマ ②：	● 中テーマ ③：
「自然科学的探究を通して 生きる力を育成する」	「生活・社会科学的探究を通して 生きる力を育成する」	「文化・芸術科学的探究を通して 生きる力を育成する」
○小テーマa「総合的に自然 科学を探究する」	○小テーマc「青年期の課題と現代社会」	○小テーマh「日本文化研究」
○小テーマb「数学を解く 楽しみ」	○小テーマd「国際化社会を生きぬくには」	○小テーマi「暮らしの中の番」
	○小テーマe「国際語としての英語を学ぼう」	○小テーマj「現代と表現」
	○小テーマf「自分らしい生活をつくる」	○小テーマk「音楽の近代的表現」
	○小テーマg「生涯スポーツの理論と実践」	

それでは、地理歴史・公民科はどのように「生きる力の育成」に貢献できるのか。

「総合学習世代」一期生に対して、筆者の勤務校では2講座を用意した。前表の中テーマ②である「生活・社会科学的探究を通して生きる力を育成する」に属する小テーマcの「青年期の課題と現代社会」、小テーマdの「国際化社会を生きぬくには」である。

これら2講座を、前者は公民科教員、後者は地理歴史科教員が1名ずつで担当した。また3単位の置き方は、水曜2限と木曜5～6限という形とし、連続時限を設けて作業学習などの便宜も図った。

下に掲げるのが生徒に配布した講座紹介である。その結果、小テーマc講座は11名、小テーマd講座は全講座中の最大人数である31名もの受講者を集めた。

【表2】 講座紹介文

● 中テーマ ②：「生活・社会科学的探究を通して、生きる力を育成する」

○ 小テーマ c：「青年期の課題と現代社会」

この講座では、以下に掲げるような生徒諸君にとって身近な問題から社会認識を深めることを目指してゆく。

具体的には、発表や論文作成を実施する予定である。

【探究課題として考えられるテーマ】

- ◆ 私たちを取り巻く社会的な問題
- ◆ 青年期の葛藤

などを、自ら主体的に探究してゆくことが目標である。

○ 小テーマ d：「国際化社会を生きぬくには」

この講座は、グローバル化してゆく社会の中で、人類のかかえる諸問題をとらえ、問題の実態や発生理由あるいは対策の実例と将来展望などについて考察することを目的とする。生徒諸君が自ら課題を選択し、世界各地や日本国内における諸問題について、自ら情報検索を行い、必要に応じて自ら地域調査などまでも行うという方式を組み込んでゆきたい。さらに報告書・論文作成やプレゼンテーションなども実施することによって、国際化社会の中で生きぬいてゆける「本物の力」を身につけてゆくことを目標としたい。

【探究課題として考えられるテーマ】

- ◆ 人口問題 ◆ 民族問題 ◆ 都市・村落問題 ◆ エネルギー・環境問題 ◆ 食糧・貧困・飢餓問題
- ◆ 生産と消費に関わる問題 ◆ 国際協力に関わる問題 ◆ グローバリズムとナショナリズム
- ◆ 国際人たるべき前に、まず日本固有の文化を知ること
- ◆ 世界自然遺産・世界文化遺産を守ってゆくには
- ◆ NGO活動とはどういうものかを知ろう
- ◆ 国際化社会と日本 - 邪馬台国以来続いてきた日本の対外交渉史について - など。

5. 生活・社会科学的探究を通して、生きる力を育成する

(1) 「青年期の課題と現代社会」講座

この講座は、11名の受講生を集めたが、何とそのすべてが女子生徒という構成となった。そのため、講座内容としても女性を意識した教材を使用したり、少人数制の特性を生かして受講者側からの希望を加味した教材を用意する工夫を施した。

講座展開の基本は「映像紹介－討論－論文作成」という流れである。

第1にはまず「映像紹介」部分について紹介したい。受講生の希望テーマとして多かったのは、風俗関係論・女性心理論のほか、虐待や「酒鬼薔薇」事件またはコンクリート詰め殺人などといった犯罪心理論、そして同世代の少年少女を取り巻く問題であった。

そこで、ギリシャ神話を題材とした『オイディプス王』、『王女メディア』を使うことによって神話から見る女性心理を探究することを試みた。さらに現代物では、ベトナム戦を背景に子どもへの抑圧と性的な問題及び思春期病棟を描く『17歳の家族』、誕生の時に母が亡くなり死に対するトラウマを持ってしまった少女が父の再婚と継母との葛藤を乗り越えていく様子を描く『マイガール』、母が殺人事件を起こしたのをきっかけに自分の少女期を振り返る中で母娘の秘められたトラウマを明らかにしていく『黙秘』などを用いて、前記の受講生の希望テーマに合わせた形での映像紹介をおこなった。

また、きょうだいの葛藤を描く『エデンの東』やロボットが人格を持つというSFの『レプリカント』なども取り扱ったほか、アニメーション作品ではあるが宮崎駿『魔女の宅急便』を自立する女性を扱った作品として紹介した。

前述のような選択者構成のアンバランスさもあって、これらの映像作品の中で男性を主人公にしたもの（『エデンの東』、『レプリカント』）については、やや食いつきの悪さが見られたものの、殆どの作品は概して好評であった。

第2には「討論」について紹介したい。前記の映像紹介の後に受講生と担当教員による討論を実施したのはもちろんだが、それ以外に特別テーマを設けての討論も実施した。

テーマとして掲げたのは、①：学校の中について、②：オタクについてなどであった。

①については、生徒にとって一番身近な問題であるが、映像紹介で同世代少女の心理を描く作品を見ていることもあってか、学校行事のことなどについて表面的な議論に留まらずに自分だけでなく他の生徒の心理にまで踏み込んで、かなりの本音が噴出した討論が展開された。②においては、社会現象の分析やオタクにはまる心理についての討論に留まらず、「合体ロボのテレビ放映とスポンサーのおもちゃメーカーとの関係」などという経済分析にまで達する深い議論まで可能となった。

第3は「論文」について紹介しておきたい。第3学年ということもあり、提出は第1学期末と第2学期末の2回とした。テーマは自由としたが、実際は映像紹介時のテーマのまとめが多かったが、進路・人間関係など自分自身の悩みを分析する論文も見られた。

(2) 「国際化社会を生きぬくには」講座

こちらの講座は男子16名、女子15名で全講座のうちでの最大勢力となる31名が受講した。その分、一人一人の作業がバラバラになるような課題探究活動は難しく、「個人探究活動とグループ探究活動」に分け、「個人探究活動：グループ探究活動」の比率は2：3に設定した。つまり、年間を通して5テーマを設定して探究させることとした。

第1のテーマは「高校生の意識から“国際化”を考える」とした（4～5月）。受講者を約10名ずつの3グループ(グループ内には必ず男女が混合するようにする)に分けて、それぞれが小テーマを作り、プレゼンテーションを実施した後に冊子を作成させるというスタイルをとった。なお研究にあたっては必ず高校生を対象としたアンケート調査とその分析を課した。その結果、各グループは①：日本の良いところ&日本の悪いところ、②：異食文化、③：反日感情というテーマを設定した。そして発表用資料を伴ったグループプレゼンテーション発表会を実施したのち、ワープロ打ちで平均15ページ程度の冊子を完成させた。

ここでは、校内外の高校生世代だけでなくその他の世代、さらにはインターネットを利用しての海外の不特定多数の人々にまで調査を実施するグループも出た。⁵⁾

第2のテーマは「日本の伝統文化を外国人に紹介しよう」と題して“歌舞伎”学習を試みた（6～7月）。例年、この時期に千代田区半蔵門の国立劇場が実施している「歌舞伎教室」を見学するということを焦点にして、その事前事後学習を含めた企画とした。この企画に、他の講座も一緒に参加しようということになり（音楽表現系講座・美術表現系講座・日本文化研究系講座）、総勢80名程度での観劇を行うこととなった。そこで、この「国際」講座ではグループワークによって歌舞伎についての事前学習を行い、歌舞伎教室観劇前日に他の講座の受講生に対して紹介する形でプレゼンテーションを行うこととした。

今回は男女混合の6グループに対して、以下の6つのテーマから1つを選択させて研究を行わせた。①：歌舞伎の舞台について、②：歌舞伎の音楽について、③：歌舞伎の歴史における男優と女優について、④：歌舞伎の様式美—衣装と化粧法について、⑤：歌舞伎に関連する伝統芸能について、⑥：「毛抜」という今回の上演作品について

当日は、紙の資料ではなく、パワーポイント画面の投影によるプレゼンテーションとした。前回の自講座内プレゼンテーションとは異なり、大人数に対する発表ではあ

ったが、グループだったこと、一度経験していたことなどもあって、各グループとも堂々たる発表で、成功裡に終わらせることが出来た。

第3のテーマは「留学生に“日本”を伝える」と題してグループワークをさせ、再びパワーポイント画面によるプレゼンテーションと冊子作成を実施した(9~10月)。

今回は第2テーマである歌舞伎だけに限らず、さらに枠を広げて①：日本刀、②：祭、③：和服、④：京都、⑤：侍、⑥：茶という6テーマを掲げてグループ研究をさせた。

そして第1弾としてプレゼンテーションを行わせたが、祭の音声を入れるグループや、あるいは茶を点てる実演を行うグループが生まれるなど、それまでの2度のプレゼンテーション経験からか、出来上がったものはプレゼン技術的には磨きのかかったものであった。

しかし、そのプレゼンテーションはあくまでも受講生対象、つまりは日本の高校生対象に考えれば洗練されたものであったが、本来のテーマである「留学生に“日本”を伝える」という目的とは合致しないものであった。つまりは、表現が難しすぎたり、量が多すぎたり、日本人であるという前提がないと理解できないものなどが随所に見られる発表ばかりであったのである。そこで、授業者はプレゼン終了後「これでは納得できない。題意に適さない。」と受講生に対して、再度「留学生に“日本”を伝える」のに値するプレゼンテーションの台本を作成することを指示した。

日本語が最低限の能力しかなく、かつ日本文化を殆ど知らない留学生をクラスに迎えたと仮定し、絞り込み・厳選を重ね、いかに平易な表現で、最終目的である「文化を伝える」ことに近づけるかということにトライさせた。時間の都合と既に推薦入試只中にある3年生であるという特殊事情から、再プレゼンを行わず、台本の作成と冊子化で留めたが、その完成した冊子を用いて受講生同志で前回プレゼンとの差を相互評価しあう等の工夫も試みた。⁶⁾

第4のテーマは「音楽を通して世界を知る」である(10~12月)。今回は個人探究活動とした。以前に「高・大連携行事」でお世話になった武蔵野音楽大学の協力を得て、大学内の楽器博物館を訪問して見学することにより、世界の民族楽器に親しんだり、その共通性や相違性を認識することを目的とした。「歌舞伎教室」の時と同様に、他の「総合」講座(音楽表現系講座)との合同での訪問活動としたが、「国際」講座では予め受講生に一人で一楽器を担当するという事前予習課題を与え、訪問当日にもその楽器についてはかなり力を入れた見学を行わせ、あとでレポートさせることとした。事前学習では図書やインターネットでの検索をさせたり、訪問前日には音楽表現系講座と合同で、民族楽器に関するDVD映像を流すなどして意識を高めるようにした。推薦入試期間ということで当日は数人の欠席者が出たものの、上記のようなバックアップ調査も可能で、事後報告書作成には支障は出なかった。⁷⁾

第5のテーマは「国際協力を考える」である(12~1月)。一般入試期にあたるため、こちらも個人探究活動とした。今回は、①：キミの考える国際協力とは、②：今、キミ自身にできる国際協力とは、という2つの大きなテーマを与え、図書やインターネット検索を駆使しつつ、レポートさせる方式をとった。⁸⁾

これまでは受講生自身が図書やインターネットで情報検索を行い、プレゼンテーションも行う形式であったが、一年間の最後となる今回のテーマでは、逆に授業者が「国際協力を考えるー直接協力と間接協力の両輪をー」と題して自らの国際協力経験も織り交ぜたパワーポイントによるプレゼンテーションを3回に分けて実施した上で、レポート作成に入らせた。個人探究活動であるため、どうしても或る程度の進度差が出たが、時間に余裕の出た受講生は自分自身の経験や進路と重ね合わせた討論を行うにまで発展させた。

6. 今回の「総合」の実践は、果たして生きる力を育成するのに役立ったのか

筆者の勤務校における実践の場合、1年間の「3単位まとめ取り型」である以上、

「生きる力」育成の効果を検証するという事は容易ではない。ただし、3年生での実施ということもあり、受講生の進路ということには直結するし、表面的に見える部分も幾つか出てきているので、以下に紹介したい。

「青年期の課題と現代社会」講座では、自分たちと同世代の心理を深く分析したことから、受講者全員が自らの進路について考える機会が増えたことは間違いのないし、生と死を見つめる題材に出会ったことから看護職への夢をさらに強固なものとした結果、難関の看護大学に合格した受講者も出た。

「国際化社会を生きぬくには」講座では、各テーマの探究をする中で国際協力に目覚めて、第一学期段階から国際協力NGO活動に身を投じてボランティア活動表彰を受けたりする受講生が現れたり、国際関係学部で推薦入試で合格する者が出たり、東京で行われた「高校生・平和の集い」に参加する受講生が複数出たりした。そのメンバーたちは、さらに校内で国際協力・国際平和に関するポスターを作って周知活動をはじめたり、校内で「国際協力・平和を考える集い」の実施に向けて動くなど、積極的な活動を始めている。⁹⁾

7. おわりに - 今後の展望 -

筆者の勤務校での「3年生・3単位まとめ取り型」の総合的学習の時間は、まだ開始されたばかりだが、2年目となる平成18(2006)年度には、いきなり講座再編が予定されている。11つあった講座数は、非常勤講師任用や専任教員の異動や持ち時数の問題もあり、9講座に削減され、地理歴史・公民科の関わる「青年期」講座と「総合」講座も統合されて「国際化社会と現代」という講座名になることが決定した。ただ新講座の受講予定者は29名と十分な人数が確保できたことでグループ活動も可能となり、さらに校外活動も出来る予算的措置もおこなったことから、恐らく今年度の両講座の内容を圧縮した内容で講座展開はでき得るであろうと推測される。

平成19(2007)年度には東京都独自設定科目「奉仕」の導入が予定されている。「総合」はそれとの連動をさせるという新しい展開を試みることも可能であろう。そこに地理歴史・公民科が貢献できる部分は大きいと考えられる。今後も、この「奉仕」を含めた「総合」と地理歴史・公民科とのコラボレートの可能性の考察をしていくことが必要であろう。

【注】

1) 東京都立目黒高等学校新教育課程検討委員会資料より。東京都立の22高校からの調査を実施した結果である。

2) 同一学年3単位という事例は他校にも見られる。ただし、その場合は「1単位をキャリアガイダンス的に、2単位をゼミナールの形的に」などという形としており、形式としては分割型ということになる。一方、筆者の勤務校に近いパターンとしては、「3年4単位」という事例がある。これは2単位ずつに分けて2講座を必修とする方法である。

3) 東京都立目黒高等学校平成15年度入学生240名を対象に調査。

4) 筆者担当の講座選択者31名の調査(上記同様の平成15年度入学生)によれば、高等学校での「総合」講座に肯定的評価を下した比率は100%であった。もちろん全数調査ではないので単純には判断できないが、義務教育学校時の「総合」に対する肯定的評価率とさほど変わらないとの感触を得ている。

5) インターネット上の「日本食フォーラム」と「日本語学習フォーラム」に参加し、アンケートを実施したグループがある。回答者は殆ど米国の10代後半から20代後半までの人々だったという。日本食については、ナマもの・わさび・納豆などに注目が集まっていたようだ。また、マンガ・アニメについての人気ランキングも作成し、人気が高いものが「サムライ」や「忍者」などを主人公としている作品であり、書き込みもそのようなキャラクターこそが日本の象徴としてとらえられているということが報

告された。

6) プレゼンテーションや冊子として完成した原稿については、他のグループの作品に対して5段階評価をさせている。たとえばプレゼンであれば、「テーマ」「発表力」「資料」などの評価項目を設けて、それぞれに対しての数値を出させている。

7) 事後報告書では、担当楽器についてのレポートだけではなく、「世界に影響を与えた音楽について」という大きな題でのレポートも課した。なお、これまでのプレゼンテーションや冊子作成がすべて電子情報での提出を義務づけていたことから、今回は逆に「手書き」での作成を義務づけた。

8) 第5テーマも第4テーマに同じく、「手書き」作成とした。

9) 平成16～17(2004～05)年にかなり流行した「ホワイトバンド運動」にからめて、メッセージを書いたポスターを12月に作成した。このような思想を持った活動が筆者の勤務校で見られたのは8年ぶりである。それも校内では影響力のある生徒たちが署名した上で掲示したこともあり、平常時なら掲示物に対してイタズラ書きや破損行為が見られるのが一般的である環境下であって、3ヶ月経過した現在でも全くその形跡がない。このことは同級生や下級生たちにメッセージがかなり伝わっているものと考えて良からう。また、3月には校内で「国際協力と平和を考える集い」を実施するべく企画中である。そして同じく3月に東京で行われる「国際平和を考える高校生行進」への参加も企画している。

NIEの授業実践

スーパーのチラシからみる世界と日本

都立墨田工業高等学校定時制講師 小橋一久

1・はじめに

日本は世界とのつながり・交流で成り立っている。日本に暮らしている我々は、エネルギー源や食料といった日々必要としているものを外国からの輸入に頼っている。この輸入については、日本の食料問題という視点の学習の主要テーマになっている。

このテーマを扱った実践では、バナナやエビといった題材を取り扱うケースが多い。又典型的な日本料理であるソバや豆腐や味噌の材料の国産率が新聞で良く取り上げられているが、現在の生徒にとってピンとくるかは疑問であると思う。以上からこのテーマの教材として、生徒の目に触れる機会が多いスーパーのチラシを取り上げてみたい。NIEという立場では、本編である新聞を利用すべきとは思いますが、新聞と共に各家庭に配られるチラシ、例えば刺し身のツマの様なものであるが、今を写す教材という評価ができるからである。

この授業実践は、地理ではあるが、現代社会の分野に関するものである。

2・スーパーのチラシから何か見えるか。

スーパーのチラシを教材として考えてみたい。まずどの様な情報が含まれているかという視点から見てみると、①商品の種類②商品の価格である事は当然である。さらに考えると、そのスーパーの販売戦略が商品の選択と価格設定で見えてくる。特に他のスーパーが多い激戦区では、消費者へのアピールの為に様々な工夫がなされている。又、各家庭に届くチラシは、各スーパーの商圏を知る材料となる。

以上の様にチラシ1枚から多くの事を知る事ができて、意外と利用できる教材ではないかと思う。又、入手が簡単な事も教材として利用しやすい点である。

3・スーパーのチラシの教材化について

教材化では、①実施する教科の選択、②授業のテーマ、③授業を実践する学校を考慮する必要がある。①と③は密接に関係しているのでまとめて考えてみたい。

小学校では社会科・生活科・家庭科、中学校では、社会科の公民分野と地理・家庭科・総合の時間、高等学校では、社会科の地歴の地理と公民の現代社会と経済・家庭科・商業科・総合学習等が考えられると思う。その他にも工夫次第で可能だと思う。

一般的な教科の教材だけではなく、商業科という様な専門性の高い教科でも「生きた経済」を学ぶ教材にもなると思う。

以上の様な科目で授業展開が可能であると思う。

I 授業実践例の紹介

授業者として参考になるのは、成功・不成功にかかわらず具体的に実践した例であると思う。そこで、筆者の授業実践から報告したい。

授業プランの紹介

- (1) 実施の対象とする科目…1年地理A(2単位)
- (2) 実施校 …都立墨田工業高等学校定時制
- (3) 実施クラス …1年1組 男子27名(平成17年度10月10日現在)
- (4) 使用教科書 …東京書籍地理A
- (5) 単元 …結びつく現代社会2「もの」と資本と結びつく世界
- (6) 使用教材 …教科書
ワークシート (1) チラシの分析シート
(2) 日本のエビの輸入
記事資料 (3) 「ホワイト・タイガー」の輸入

チラシから食品の産地という情報から国内産との価格と比較する。

輸入食品と国内産の食品との価格の比較から、輸入食品の販売価格の特質を考える。

実際の食品の販売価格の比較作業を具体的な食品で生徒に実感させる様にする。

まとめ 輸入食品の品目と、価格設定から生徒に現在の食生活を考えさせる。

例) 鰻の蒲焼き
作業を通じて、日本の食料問題を輸入食品から考えさせる。(生徒への発問)

生徒に対して、まとまった意見でなくても、自分の意見を言う様に求める

・授業展開2

展開	学習事項	学習内容	学習上の留意点
導入	チラシの学習の再確認 身近な食料としてのエビの消費を紹介する。	チラシの中の品目のエビの確認する。エビの消費について確認する。	生徒の身近な食品としてエビについて、天井チェーン等の例等卑近な例を取り上げる。
展開	教科書のエビの輸入国を確認する。	《教材 教科書の図》を使い輸入国をワークシートで整理させる。	作業を確実に実施させる事で、輸入国を確認させる。
	現在のエビの輸入が変化している事を確認する。	日本に輸入されるエビが「バナナ」ホワイト・タイガーに変わっている事と輸入先の国が従来と変わっている事を確認する。	新聞記事とスーパーのチラシを連動させる事で、現在の状況を確認する。
	日本でのエビの消費を種類別に異なっている事を確認する。	伊勢エビから小エビまでの日本での価格や料理の種類に相違がある事を確認する。	できるだけ具体的な例を紹介する事で実感できる様にする。
	輸入エビの種類の変化に生産方式で注目させる。	天然エビと養殖エビの割合の変化を理解させる。	エビの生産の変化から、何故養殖エビが急激に増加するのか理由を考えさせる。
まとめ	エビの輸入を通じて、日本の消費の変化だけでなく、輸出国の変化をも考察させる。	輸入エビにより、日本の、エビが安価となった事と、輸出側にも重大な影響を与えた事を理解させる。インドネシアの大津波の新聞記事から養殖の為にマン グローブが消滅した影響を 考えさせる	インドネシアの大津波という生徒が何度も目にしているニュースと、エビの養殖の拡大という事実が結びついてる事を理解させる。

Ⅲ 教材としてのチラシ広告の価値について

この授業は、チラシ広告をメインの教材として採用した。その理由は先に述べた様に、ただの紙1枚ではあるが、今を写す教材である事である。チラシ広告は原産地・国の表示が法で義務付けられた為に、原産国や生産された都道府県名が明示される様になった。

この表示では、最初原産国ではなく、最終的に日本に直接輸出された国名を表示するなど不十分なものであり、国内産品に関しては、国内産のみで良いという、原産地表示としては中途半端なものであるが、一応資料として信用できる。

ここで実際のチラシ広告を実例にして作業をしてみると以下の様なものが上げられる。

ワークシートの実例 10月12日-14日 S. N. 店

種類	品目名	原産国
野菜・果実	パブリカ	韓国・オランダ
	グリーンアスパラガス	オーストラリア・ニュージーランド
	ブロッコリー	アメリカ
	しょうが	中国
	キウイ	ニュージーランド
魚介類	銀サケ	チリ
	イカ	モロッコ
	天然ムキエビ	バングラデシュ
	マアジ	アイルランド
肉類	牛肉	オーストラリア

野菜に関しては、90円均一の商品である。このスーパーは商社の住友商事の直営であるので、これらの商品は商社の機能を生かした営業という事で可能になっていると思う。又、良くスーパーがセルの目玉にウナギの蒲焼きが使われるが、中国産と国内産と静岡産で価格差がある事に注目される。ここにもチラシ広告の面白さがあると思う。

チラシ広告では、それ以外に、各家庭に配布されるチラシから、その地域のスーパーの分布からその地域の商圈を学ぶ商業科での利用も行われている。

又、広告チラシをスーパーごとに比較してみると、品目も増加する可能性もあり、資料として利用価値が高まると思う。商業科であれば経営についての教材として面白い材料になると思う。特にスーパーでは、広告チラシは販売戦略の中心であり、経営の実習では良い教材となると思う。

4. まとめ

最後にまとめとして、この授業実践の問題点と評価をしてみたい。まず、この実践を勤務校で実施してみた感想を述べてみたい。最初に考える事は、教材としてのチラシの分量であるが、やはり1人1枚では不十分でNIEの原則である複数の資料を読み比べる事が出来る分量が必要だと思う。この事はチラシに表示される外国産と国内産を比較すると、やはり国内産が多い場合が多いので、外国産を実感させる為には、やはりチラシは多い方が良いと思う。但し、実施可能な授業の時間数を考慮する必要があると思う。分量については、実施の条件で変えていけば良いと思う。チラシの入手については、新聞をとっている家庭であれば、かなりの分量のチラシが入っているので、その場合は、生徒に持参させる事は十分可能だと思う。特に週末の金曜日・土曜日、後は月曜日・水曜日等にチラシが多いので狙い目だと思う。

次にチラシのチェック作業にかかる時間であるが、これも各授業者の授業プランで、決定すれば良いと思う。実践例で上げた勤務校では、この作業については、比較的熱心にやっていたと思う。あまり授業に関心の無い生徒も結構配布したチラシを見ていた。この事は、この教材に生徒が比較的興味を持った事を示している。

短い時間であっても、授業に集中するので、授業のプランに応じて、導入として実施するのも良いし、解説授業の後でこの作業をするのも良いと思う。

この実践では、やはり、この作業の後の授業展開が問題だと思うやはり、最後の生徒に考えさせる過程は是非必要だと思う。授業者の実践例では、中間考査までの授業回数が、始業式や個人面談や祭日で少なくなり、時間をかける事ができなかったのも、不十分な授業になってしまったが、もう少し時間をかければもっと生徒をひきつけたのではないかと思う。実際の授業では、すぐに、授業展開2のエビの学習に移ってしまったが、前のチラシの授業の影響は十分で、2時間続き(45分授業)の授業でも最後まで生徒の集中力が続いていた。午後5時45分から7時20分という時間で生徒も2時間目には疲れが出てくるが、やはり、生徒が興味を持った見近かなテーマは有効である事が確認できた。

この報告は肝心の生徒の反応の分析がないという様な指摘を受けるかもしれないが、勤務校では、感想・意見を書かせる事はなかなか大変で、書かせるなら、やはり授業時間内で終了させる必要がある。全日制では、書かせる事は比較的容易だと思うので、この授業をもっと生かせると思う。

この実践は、工業高校の定時制という勤務校の条件で実施したので、限界はあったが、一応の成果はあったと思う。

本来は、生徒に意見を書かせるなどの方法で、授業の評価をするが、今回は考査日程等の関係で、その時間が取れず、授業中の生徒の態度で判定せざるをえず、表面的な観察ではあるが、他のテーマと比較すると生徒が集中していた。この点では不十分ではあるが、今回は成功したといえると個人的には考えている。

『倫理』における日本思想の扱い～その普遍性を求めて』

東京都立青梅東高校 本間恒男

1. 序

現行の学習指導要領では日本思想の扱いが(1)の中に移り、源流思想のすぐあとに扱う順番になっている。以前の旧指導要領との内容的な差異というものは全体を見るとあまり感じさせないと私は考えているが、この順序の入れ替えは大きな相違点といえるのではないだろうか。とりもなおさずそれは日本思想の重視ということがいえると思う。順序というのは重要なもので(私自身も経験があるのだが)、倫理の授業で、青年期、源流思想、西洋思想と順番に学習活動を行っている、日本思想にくるあたりで時間切れになる、はしょってしまうということがしばしばあるのではないだろうか。その意味でこの改訂の意味は大きいと思うのであるが、その割に日本思想に関する「高等学校倫理」の実践や研究などの報告の少なさは気になることである。その意味で、一石を投じるというほどの立派なことはいえないが、ここに小論をおこす次第である。

2. 学習指導要領について

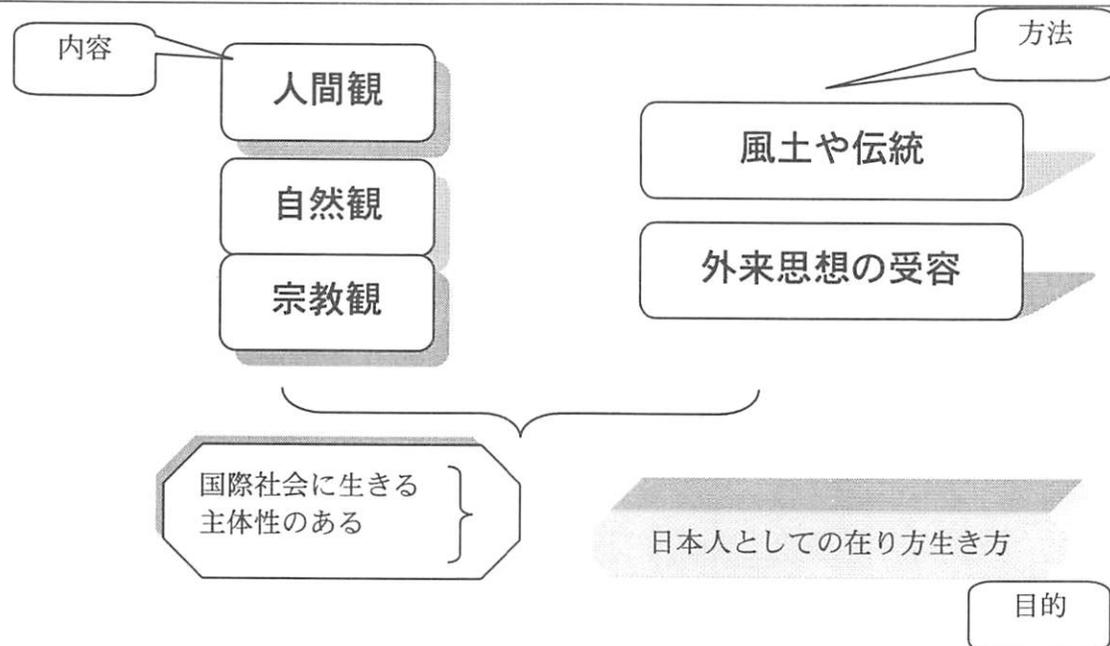
まず、現行の学習指導要領の日本思想の部分をここに掲げ、図示してみよう。

学習指導要領

(1) 青年期の課題と人間としての在り方生き方

ウ 国際社会に生きる日本人としての自覚

日本人にみられる人間観、自然観、宗教観などの特質について、我が国の風土や伝統、外来思想の受容に触れながら、自己とのかかわりにおいて理解させ、国際社会に生きる主体性のある日本人としての在り方生き方について自覚を深めさせる。



以上のような形に整理できると思う。日本人、あるいは日本の伝統的な人間観、自然観、宗教観といった内容を、日本の風土や伝統、外来思想の受容といった視点・特質から学習させ、最終的には主体的な日本人の在り方生き方への自覚へと導くといったものである。ここで気になるのは学習指導要領が大綱的基準とはいえ(やむを得ないことではあるが)、具体的な学習指導の内容、方法を示していないことである。これが日本思想の扱いを困難にしている点でもなかろうか。

3. 日本思想を扱う困難さについて

日本思想を倫理の授業で扱う際に、困難を感じるのは私だけではないだろう。結論から言えば、思想史が成り立ちにくいことから筋を追って系統立った授業を行うことがやりにくい、いや、できない

からといえるだろう。つまり、授業ではわたしもけいけんがあるのだが、思想の羅列、思想家の羅列に終わってしまう傾向があるのではないか。その原因をうまく説明しているのが『日本の思想』（岩波新書）を著した丸山真男の指摘である。以下に著書からの引用をする。

「日本思想史の包括的な研究がなぜ貧弱なのか」

「ところが日本では、たとえば儒学史とか仏教史だとか言う研究の伝統はあるが、時代の知性的構造や世界観の発展あるいは史的関連を辿るような研究は甚だまずしく、少くも伝統化していない。」

「…日本思想史の包括的研究が日本史いな日本文化史の研究にくらべてさえ、いちじるしく貧弱であるという、まさにそのことに日本の「思想」が歴史的に占めて来た地位とあり方が象徴されているように思われる。」

このように、丸山真男は日本思想史自体がほとんど成り立っていないことを指摘する。思想史が成り立っていない以上、思想を扱えば羅列に終わってしまうのは当然であろう。思想の一つ一つは光っているものかもしれないが、授業でそれを羅列するのは生徒にとっても教える側にとっても屈辱なものにならざるを得ない。

「日本における思想的座標軸の欠如」

「…あらゆる時代の観念や思想に否応なく相互連関性を与え、すべての思想的立場がそれとの関係で—否定を通じてでも—自己を歴史的に位置づけるような中核あるいは座標軸に当る思想的伝統はわが国には形成されなかった、ということだ。」（傍点原典）

「思想が伝統として蓄積されないということと「伝統」思想のズルズルべったりの無関連な潜入とは実は同じことの両面にすぎない。」

さらに、重要な指摘であるが、日本の思想には中核、座標軸、筋となるもの、基底、こういったものが無いということである。そこで有名なササラ文化とタコツボ文化という西洋と日本の比較がいわれるのである。次にそれをまとめてみた。

ササラ文化……西洋…基底に共通した伝統的カルチュアのある社会

ギリシア—中世—ルネッサンスと長い共通の文化的伝統が根にあって末端がたくさんに分化している

タコツボ文化…日本…専門的に分化した知識集団・イデオロギー集団がそれぞれ閉鎖的なタコ壺をな

し、仲間言葉をしゃべって「共通の広場」が容易に形成されない社会
精神的雑居～異質的な思想が本当に「交」わらずただ空間的に同時存在している。

ここで、タコツボ文化といわれる日本の文化と思想は次のような意味を持つと思われる。

- ① 閉鎖性～他との連関がとぎれている
- ② 雑居～関連なく並んでいる

中核、座標軸、基底なるものがないがゆえに、日本の思想は閉鎖性と雑居性をもつことになってしまうのである。これは日本思想を決しておとしめるものではなく、そういう性格を持つということにすぎないが、しかし、日本思想を扱う困難さをうみだしているといえるだろう。

4. 西洋における「基底」とは

それでは逆に西洋思想における中核、座標軸、基底なるものは何であろうか。すぐに思い浮かぶのは、キリスト教思想であろうが、ソクラテス以前の哲学からはじまる西洋思想ではもう少し幅を広げて考えてもよからう。もしそれを一言で言うことが許されるのであればそれは「ロゴス」（理性、言葉、神）ということではないか。例えば…

- ギリシア思想では自然哲学がロゴスの追求を始め、プラトンの対話編ではソクラテスの活躍、プラトンの思想がロゴスを重視した。
- キリスト教思想では「はじめにロゴスありき」（ヨハネ福音書）と、聖書では語られ、イエスとキリスト教思想において、神という名のロゴスが支配する。
- 理性の系譜で考えれば、デカルト—カント—ヘーゲルと理性（ロゴス）をいかに使うか探究される。現代になればレヴィ＝ストロース、フーコーなどは西洋中心の理性的思考、合理的思考を疑い、

ハバーマスは対話的理性という名で、理性に再び信頼をおこうとする。

- 神との対峙という点では、キルケゴール、ニーチェ、ヤスパース、サルトルらが、神への信頼や神への徹底的批判において、自らの実存をかけ思想を展開する。

つまり、西洋思想の授業においては「ロゴス」の展開あるいは反「ロゴス」という物語の中で授業を構成することができるのである。

5. 基準なき日本思想

西洋のロゴスにあたる、中核、座標軸、基底がない日本思想は、結果として思想の羅列に終始してしまう授業になり、日本思想を扱う困難さを作り出す。例えば仏教思想を授業で取り上げるにしても、せいぜい「外来思想の受容」という物語くらいしか作れないのである。

そこで私たちにできることは、ロゴスにあたるような「基準」をつくりだし、日本思想の「物語」をつづっていくか、あるいは流れや筋を全く無視して、あくまでテーマ的に日本思想の学習を作り上げていくかであろう。といっても、これは二者択一の問題でもなかろう。その中でどのように授業を作り上げていくかであろう。

私見ではあるが、もしこのような「基準」をつくりだすとすれば、今私は「自然」（しぜん、じねん、おのずからなる）という言葉に注目している。さまざまに解釈できる言葉ではあるが、少なからず日本の思想の根底にある概念ではないか。日本人の自然観とは重要なものであろうし、宗教観・道徳観とも離れて語れないものである。日本の仏教思想の中でも重要な位置を占める概念である。江戸時代にもこれに注目した思想家がいる。「自然」をキーワードに日本思想の物語を作ることができるのではないか。今ここで詳細にそれを語るには私の力不足であるので、今後の課題となっていくものであろう。

6. おわりに～世界に発信できる日本思想

それと関連して、世界に発信し、誇ることでできる日本の思想をあげることができる。私自身が研究し、教材化してきた（現在進行形のものを含めて）ものに以下のようなものがある。

- ◎ 岡倉天心と「茶の本」
日本文化の発信～総合芸術としての茶の湯、文明批判、平和思想
- ◎ 禅と悟り～鈴木大拙
ブッダの教えを純粹に受け継ぐ禅仏教のあり方、言葉・知識によらない世界
- ◎ 侘び、寂び、幽玄
日本独特の美意識
「見わたせば花も紅葉もなかりけり浦の苫屋の秋の夕暮れ」
「花をのみ待つらむ人に山里の雪間の草の春を見せばや」
- ◎ 義理と人情
人間と社会における日本独特の概念、倫理観。「心中」とのつながり

いずれも日本独特の概念や思想であるが、世界にむけて紹介できるものではないかと考えている。詳細は『高等学校「倫理」における日本思想を扱った学習指導の研究 研究報告書』（財団法人上廣倫理財団主催 日本思想テーマ研究会～以下続刊の予定）に掲載し、あるいは今後掲載する予定のものである。なお、この小論もこの上廣倫理財団主催の日本思想テーマ研究会の研究から触発されておこしているものであることを記しておく。

分科会記録

第一分科会

- (1) 第一回：4月26日 会場：荒川商業高校 発表者：多田統一（荒川商高・定）
内容：「博物館と公民科学習」 東京大学総合研究博物館、東京農工大学繊維博物館などを例に、公民科の教材開発、ミュージアムテクノロジー、ボランティアについて報告した。
- (2) 第二回：9月13日 会場：荒川商業高校 発表者：小牟礼和人（文京高・定）
内容：「裁判員制度について」 国民が直接裁判に関わることができる裁判員制度について、生徒自身の生活との関連から考察させる授業について報告した。
- (3) 第三回：12月6日 会場：荒川商業高校 発表者：小橋一久（墨田工高・定）
内容：「NIEの実践（現社・地理）」 スーパーのチラシを使って、エビの輸入について考察させる授業について報告した。現代社会だけでなく、地理の授業にも応用できる。

第二分科会・合同分科会

- (1) 夏季合同分科会：8月29日 会場：お茶の水女子大学附属高校
発表者・内容
・多田統一（都立荒川商業高校定時制）「都定通研地歴公民部会 教育課程委員会アンケートの結果から」
・宮崎 猛（都立八潮高校）「社会の在り方を考えさせる授業－年金教室を取り入れた授業と高齢者施設での体験的な授業－」
・ほか
- (2) 「人と思想」シリーズ：12月26日 会場：九段高校
発表者・内容
・海野省二（元都立青山高校長）「ソクラテスの死」
・和田倫明（都立航空高専）「プラトン、アリストテレスでどう授業するか」

東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会規約

1. (名称) この会は、東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会といたします。
 2. (目的) この会は会員相互によって、高等学校公民科「倫理」「現代社会」「政治・経済」教育を振興することを目的とします。
 3. (事業) この会は、次の事業を行います。
 - (1) 「倫理」「現代社会」「政治・経済」教育の内容および方法などの研究
 - (2) 研究報告、会報、名簿などの発行
 - (3) その他、この会の目的を達成するために必要な事業
 4. (事務局) この会の事務局は原則として会長在任校におきます。
 5. (会員) この会の会員は次の通りです。
 - (1) 個人会員 学校または教育研究機関等に所属して、この会の目的に賛成し、会の事業に参加する個人
 - (2) 機関会員 この会の目的に賛成し、会の活動を援助する学校または教育研究機関等
 - (3) 賛助会員 この会の目的に賛成し、会の活動を援助する団体または個人
 6. (顧問) この会に顧問をおくことができます。
 7. (役員) この会の役員発議の通りです。任期は1年ですが、留任は認めます。
 - (1) 会長(1名)
 - (2) 副会長(若干名)
 - (3) 常任幹事(若干名)
 - (4) 幹事(若干名)
 - (5) 会計監査(若干名)
 8. (総会) 総会は毎年6月に会長が招集し、次のことを行います。
 - (1) 役員を選任
 - (2) 決算の承認、予算の議決
 - (3) その他重要事項の審議
 9. (年度) この会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わります。
 10. (経費) この会の活動に必要な経費は、会費その他の収入でまかないます。会費は次の通りです。
 - (1) 個人会員・機関会員 年額2,000円
 - (2) 賛助会員 年額1口2,000円機関会員および賛助会員団体に所属する個人は、個人会員と同様に会の事業に参加できます。
 11. (細則) この会の規約を施行するについて、幹事会は必要な細則をつくることができます。
 12. (規約の変更) この会の規約は、総会の議決によります。
- 附記1. この規約は昭和37年11月20日から施行します。
2. 昭和42年度総会で、会計年度と会費の変更が認められた。
 3. 昭和55年度総会で、本研究会の名称を「倫理社会」研究会から倫理・社会研究会に変更することが認められた。
 4. 平成5年度総会で、会費の変更が認められた。
 5. この規約の名称、目的、事業の一部が平成6年度総会で改正され、平成7年度4月1日より施行します。
 6. 平成16年度総会で、会員ならびに会費の変更が認められた。

事務局だより

平成17年度は、都倫研版「人と思想シリーズ」という取り組みをスタートし、その第1弾として、海野省治先生に「ソクラテスの生と死」というテーマでレクチャーをしていただきました。倫理担当の教員といっても、大学での専攻はさまざまです。法学部、経済学部ご出身の先生方もいらっしゃいます。哲学科ご出身の先生方でも、「デカルトは得意だけれど、朱子学はちょっと・・・」とか、「中国思想は得意だけれど、カントはちょっと・・・」など、西洋思想、中国思想、日本思想、宗教思想、現代思想および生命倫理などの応用倫理学まで、すべてをカバーできる先生はなかなかいらっしゃらないと思います。そのため、それぞれの先生が得意とする分野をレクチャーしていただき、互いに研鑽を積もうというのが今回の趣旨です。幸い、都倫研には優れた人材がそろっています。今後も多くの先生方にレクチャーをしていただき、東京都の公民科教育全体の質を高めていきたいと思ひます。

さて、都倫研が抱える課題の一つに財政問題があります。一昨年、都からの補助金がゼロになったときには、都倫研の活動にも暗雲がたちこめました。しかし、幸いにも財団法人上野倫理財団および財団法人日本自動車教育振興財団からのご支援をいただくことができるようになりました。そして、両財団からのご支援と会員からの年会費によって、ほぼこれまで通りの活動を続けていくことができるようになりました。なかなか会員数は増えないのですが、これからは東京都の公民科の先生方に働きかけて、できるだけ多くの力を都倫研に結集させていきたいと思ひます。うれしいことに事務局には、宮路みち子先生（都山崎）、富樫信吾先生（都晴海総合）といった若い先生方が加わってくださいました。来年度もこうした新しい先生方とともに、都倫研活動の活性化に努めていきたいと思ひます。また、引き続き、できるだけ会員のニーズに合った活動を展開していきたいと思ひます。今後ともご支援ご協力のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

（都倫研事務局長 お茶の水女子大学附属高校 村野光則）

編集後記

本年度から久しぶりに紀要編集を引き受けましたが、編集作業の遅れで各位に多大なご迷惑をおかけしてしまいました。お詫び申し上げます。次年度もなにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

本年度は個人会員制への移行、外部資金の援助、会報の電子化など、大きな変化を受け入れた年でした。しかしいづれも、逆風の中でより一層の研究活動の活発化を目指したものでした。例会や分科会への参加も次第に困難が増している現状ですが、ぜひ機会を作って出席いただくとともに、その分実践報告や研究論文の発表の場として、紀要へのご寄稿をぜひ御検討くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

紀要の内容、ご寄稿に関するお問い合わせは広報部までお願ひします。

（産業技術高専 和田倫明 mwada@gakushikai.jp）

平成17年度 都倫研紀要 第44集

平成18年3月31日 発行

発行者 東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会

著作者 東京都高等学校公民科「倫理」「現代社会」研究会

代表 喜多村 健二

事務局 お茶の水女子大学附属高等学校内 村野 光則

〒112-8610 東京都文京区大塚2-1-1

電話 03(5978)5856 ファックス 03(5978)5858